

「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証中間答申(案)」に対する意見及びこれに対する考え方

■ 意見募集期間：令和元年5月29日(水)から令和元年6月27日(木)まで

■ 意見提出数：32件（法人・団体：17件、個人：15件）

※意見提出数は、意見提出者数としています。

■ 意見提出者：

(意見受付順)

1	LINE 株式会社
2	鹿児島県企画部情報政策課
3	富士通株式会社
4	日本電信電話株式会社
5	BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス
6	UQコミュニケーションズ
7	株式会社ジュピターテレコム
8	中部テレコミュニケーション株式会社
9	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
10	株式会社NTTドコモ
11	株式会社オプテージ
12	ソフトバンク株式会社
13	一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
14	西日本電信電話株式会社
15	東日本電信電話株式会社
16	楽天モバイル株式会社
17	KDDI株式会社
—	個人(15件)

■第1部 2030年を見据えたネットワークビジョンについて

	意見	考え方	案の修正の有無
1 ネットワークビジョン全体			
1-1 Society 5.0の実現に向け、政府はICTによる新たな社会づくりを促すような取組を後押しする政策を推進すべき。			
1	<p>2030年頃までの我が国の社会・経済を展望すると、少子高齢化や人口減少に伴う産業競争力の低下や地方の空洞化、自然災害の激甚化、インフラの老朽化、教育格差の拡大等、社会的課題が山積しています。</p> <p>こうした社会的課題を解決し、Society 5.0に掲げられる社会を実現するには、様々な産業や社会システムにICTの力を取り入れていくことが必要です。</p> <p>NTTグループとしても、加速化する様々な産業や社会システムのデジタルトランスフォーメーションの推進や、事業者や産業の垣根を越えてつながり、集積されたデータを分野横断的に利活用する仕組み等、ICTによる新たな社会づくりをサポートしていく考えです。その際、政府においても、従来の電話時代に形づくられた視点からの政策ではなく、ICTによる新たな社会づくりを促すような取組を後押しする政策を推進いただきたいと思います。</p> <p>(ICTによる新たな社会づくりを促すような取組を後押しする)政策を推進しSociety 5.0を実現するために、当社においても、例えば、これまでの全国規模の企業等に対するICTの普及促進だけでなく、地方の企業や地場産業等のお客様に対し高度化・多様化するICTを活用した業務改善コンサルティングを提供する等、お客様のICT利活用支援に取り組みよう整理を図っていただきたいと思います。</p> <p>【日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、NTTの業務範囲の整理に関していただいた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	無
2 通信ネットワークにおける仮想化の進展とルールの見直し			
2-1 ICTリソースを最適に組み合わせる利用する仕組みの実現に向け、APIやデータフォーマットの標準化等が重要。また、NTTによる新たな情報通信基盤(IOWN)に関する取組について政府は後押しすべき。			
2	<p>将来の情報通信ネットワークにおいては、社会システムを運営するサービスプロバイダの要望に応じて、「NWサービス」・「トランスポート」に、クラウド等のICTリソースを組み合わせ、エンドエンドで利用できる「オーバーレイソリューション」が提供されるようになることが求められると考えられます。その際、多様なデジタルサービス、デバイス、アプリケーションから必要なものを、迅速かつ最適に組み合わせる利用できるようにする仕組みのキーとなるのが「Multi Orchestrator」です。</p> <p>こうしたクラウド、NWサービス、トランスポートといったICTリソースを迅速かつ最適に組み合わせる利用する仕組みを広く実現するためには、他の通信事業者やサービスプロバイダと世界観を共有した上で、各ICTリソース間のAPIやデータフォーマットの標準化等を行い、各プレイヤーがそうしたAPI等を実装していくことが重要になると考えます。かかる仕組みが広く実現されることにより、オープンイノベーションの成果が</p>	<p>第1部第4章第3節に示したとおり、ネットワークにおける仮想化の進展を踏まえ、必要なルールについて、引き続き検討を深めていくことが必要と考えており、いただいた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>貴社の「新たな情報通信基盤(IOWN)」は、「Society 5.0」の実現に資する取組の一つと考えられる一方で、基幹のコア網の在り方については、公正競争を確保する観点から検討が必要である旨が関係事業者等より指摘されていることも踏まえた多角的な検討が必要であると考えます。</p>	無

	<p>生まれ易くなると考えます。</p> <p>また、5G を活用すると、ネットワークを介して情報をスピーディに収集できるようになりますが、例えばレベル 5 の自動運転を実現するためには、膨大な情報をリアルタイムで処理することも求められるため、同時にデバイスやコンピュータの処理速度を上げていく必要があります、デバイスやコンピュータの処理速度が上がれば、今度はネットワークを高度化していく必要が生じます。</p> <p>その点、NTT グループでは、「光電融合素子」を組み込んだLSIを用いて低消費電力、高品質・大容量、低遅延を実現するオールフォトニクス技術によって、サイバーとリアルタイムラグをなくすことができる新たな情報通信基盤 (Innovative Optical & Wireless Network (通称 IOWN)) を構築し、リアルの世界をサイバー空間上で自由自在に再現等するデジタルツインコンピューティングの世界を創り出すことを目指しています。こうしたデジタルツインコンピューティングの世界を実現し、我が国の産業や社会システムにおけるデジタルトランスフォーメーションを加速することで、我が国の国際競争力の強化を牽引していきたいと考えており、政府においても、我々の取り組みを後押ししていただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>		
<p>2-2 仮想化技術等の導入によるイノベーション・新ビジネスの創出を促すため規制は最小限とすべき。一方で、仮に NTT グループの統合コア網が構築される場合は、公正競争上の影響が大きいと、オープン化等の措置が必要。</p>			
3	<p>仮想化技術等の導入によるイノベーション・新ビジネスの創出を促すため、規制は最小限であるべきと考えますが、仮に、固定・移動通信市場のそれぞれの市場で市場支配力を有するNTT東・西とNTTドコモが、固定網とモバイル網を統合したコア網を構築した場合は、圧倒的な規模の経済が働くとともに、競争事業者はボトルネック設備等の「不可欠なリソース」と一体となった当該NTTの統合ネットワークを利用せざるを得なくなるため、公正競争の確保に大きな支障を及ぼすことになります。</p> <p>その結果、NTTグループが強大な市場支配力を発揮し、競争事業者の構築した自前のネットワークは市場から淘汰され、NTTグループが構築した独占的なネットワークに収れんする恐れがあります。</p> <p>そのようなことになればネットワーク領域の競争が無くなり、プラットフォーム上のサービス向上や IoT の発展も停滞する懸念があるため、仮にNTTグループの統合コア網が構築される場合には、当該コア網のオープン化が必須であり、厳格な接続ルールのもと、競争事業者が様々な階層 (収容局単位、県単位、集約 (例: 東京・大阪) 単位等) で当該コア網へ接続できること、API 連携で必要な時に必要な機能を利用できること、相互運用性の確保などが必要になると考えます。</p> <p>すなわち、現行の第一種および第二種指定電気通信設備を設置する事業者への規律とは別に、統合コア網を提供する事業者が現行の第一種および第二種指定電気通信設備を設置する事業者と異なる場合も含め、不可欠なリソースと一体のNTTのネットワークに対する接続ルール (公平、透明、適正な接続条件) を検討すること、加えて、そのネットワーク上で提供される役務の利用料金には公正報酬率規制等の規律を検討することが必要です。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>第1部第4章第3節に示したとおり、「固定・移動通信の市場区分を越えて、新たな影響力を及ぼし得る「設備」・「機能」・「主体」を想定しつつ、現行の非対称規制の範囲に関する考え方を弾力化する等、新たな競争ルールの在り方について、引き続き検討を深めることが適当である。」と考えており、いただいた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	無

3 他者設備の利用とルールの見直し			
3-1 新事業の創出やスタートアップ支援のため、柔軟な卸料金の設定等、卸サービスをより機動的かつ柔軟に提供できる仕組みを導入すべき。			
4	<p>我が国は、設備競争を通じて、ブロードバンド基盤整備が進展した結果、世界最高水準のICT基盤を実現しており、現在の競争は、設備構築競争から、構築した設備を活用して価値創造を行う競争に移行しております。</p> <p>NTTグループが推進しているB2B2Xモデルは、NTTグループの通信サービスやAI、IoT、セキュリティといったアセットを、様々な分野のサービスに提供することにより、そのビジネス拡大を後押しし、社会全体のデジタルトランスフォーメーションをサポートすることによって、ICT市場全体の活性化及び新たな価値創造に貢献する取組みです。</p> <p>NTTグループは、光コラボレーションモデルやMVNO向け卸サービスの提供を通じて、異業種企業等様々なパートナーとのコラボレーションを進めてきており、また、5G、AI/IoT時代に向けて、様々な企業等との共同でのビジネス実証や技術検証にも取り組んできたところです。新たな市場創造に挑戦するスタートアップや異業種企業等をさらにサポートしていくためには、例えば、それら企業等の事業規模や経営能力、将来性等に応じた柔軟な卸料金の設定(例: 参入初期の費用負担を軽減するレベニューシェア型料金)等、卸サービスをより機動的且つ柔軟に提供できる仕組みを導入できるようにしていただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】</p>	<p>第1部第4章第3節に示したとおり、他者設備の利用の在り方については、「卸役務」における料金を含めた提供条件の適正性等の確保が不十分である、新しいサービス領域では適正性等の判断が困難である等の課題を踏まえ、検討を深めていくべきとされているところであり、いただいた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	無
5	<p>当社は、光コラボレーションモデルの提供を通じて、異業種企業等様々なパートナーとのコラボレーションを進めてきており、また、AI/IoT時代に向けて、様々な企業等との共同でのビジネス実証や技術検証にも取り組んできたところです。</p> <p>また、光未提供エリアやビル屋上の基地局等に新たに基地局回線を敷設することで、カバーエリアの拡大を行いたい各携帯事業者からの要望に対しても、設備投資インセンティブを確保しつつ、電柱を建て、光回線の新設を行うための卸サービスの提供を行うことで、当社は我が国のネットワーク全体のイノベーションの促進に取り組んできたところです。</p> <p>今後、電気通信事業者の要望に応えることに加え、新たな市場創造に挑戦するスタートアップや異業種企業等をさらにサポートしていくためには、例えば、それら企業等の事業規模や経営能力、将来性等に応じた柔軟な卸料金の設定等、卸サービスをより機動的且つ柔軟に提供できる仕組みを導入できるようにしていただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】</p>		無
3-2 事業者の創意工夫を促す観点から「卸役務」に対する規律は最小限であるべき。ただし、NTT東西によるサービス卸は公正競争の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、提供条件の適正性等の確保や透明性の担保等が必要。			
6	<p>左記のとおり、IoT時代には、異業種連携による新たなサービスやビジネスモデルの創出が進展すると想定され、当事者間の相対交渉により料金・条件を決定することが可能な「卸役務」の形態による他者設備の利用が、更に拡大していくと考えられます。</p>	<p>第1部第4章第3節に示したとおり、他者設備の利用の在り方については、「卸役務」における料金を含めた提供条件の適正性等の確保が不十分である、新しいサービス領域で</p>	無

	<p>事業者の創意工夫を促し、新たなビジネスモデルを創出していくためには、「卸役務」に対する規律は最小限であるべきであり、新たな規律は不要であると考えますが、「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」(令和元年 5 月改定)及び同ガイドライン策定の背景となった情報通信審議会答申(平成 26 年 12 月 18 日)において整理されているとおり、ボトルネック設備を利用したNTT東・西のFTTH アクセス回線の卸売サービスは、サービス卸の料金その他の提供条件を規律しなければ、様々な競争事業者との公正競争の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、「卸役務」であっても、料金を含めた提供条件の適正性等の確保や透明性の担保等が必要になるとの認識です。</p> <p>特にサービス卸の料金については、すべての卸先事業者に対して同一の料金で提供されていたとしても、NTTグループ内では、例えば、NTT東・西からNTTドコモへの卸提供に係る収支は連結消去されるため、その他の卸先事業者との間で競争条件に格差が生じる状況と認識しており、卸料金が高止まりすればするほど、NTTグループ以外の卸先事業者にとって影響が大きなものとなります。</p> <p>この問題を解決するためには、例えば、ボトルネック設備に起因する独占的地位を利用した卸価格のコントロールに対して公正報酬率規制を適用する、あるいは、ボトルネック設備のサービス卸に係るグループドミナンスの問題への対応として、NTT東・西アクセス部門をNTTグループから資本分離することも選択肢と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>は適正性等の判断が困難である等の課題を踏まえ、検討を深めていくべきとされているところであり、いただいた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	
<p>3-3 5G のカバーエリア確保にあたり重要となる NTT 東西の光回線について、提供条件の適正性等を確保するための規律が必要。</p>			
7	<p>5G ネットワークの開設指針では、居住地だけでなく都市部・地方を問わず事業可能性のあるエリアへの整備が求めていることから、5G 時代はこれまで以上に光回線の整備が求められます。そのためのコストを国民経済的に見て最小限に抑えるためには、現状、光回線の整備エリアが最も広い、政府出資のNTT東・西に主導的な役割を担っていただくことが合理的だと考えます。</p> <p>諸外国に遅れを取ることなく 5G を拡大していくため、NTT東・西が敷設する光回線の提供条件については、民-民の相対取引に基づく卸ベースでの提供ではなく、公平性・透明性・適正性を担保するため接続ルール又は接続ルールに準じた利活用ルールの整備が必要だと考えます。</p> <p>これまで接続ルール等を通じて実現してきた公正競争環境を引き続き確保していくため、必要な規律について制度整備も視野に検討を深めていくべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>第 1 部第 4 章第 3 節に示したとおり、他者設備の利用の在り方については、「卸役務」における料金を含めた提供条件の適正性等の確保が不十分である、新しいサービス領域では適正性等の判断が困難である等の課題を踏まえ、検討を深めていくべきとされているところであり、いただいた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	無
8	<p>5G の仮想化等については現時点で機能提供の在り方が明確でないものの、近年の東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東西殿」)による光回線の卸売サービスの拡大(ブロードバンドシェアの凡そ 3 割(2019 年 3 月時点)※1 を占め、約 700 事業者(2018 年 3 月)※2 が卸提供を受けている)により、「卸役務」の重要性は増しています。また、フレキシブルファイバは 5G 時代のカバーエリア拡大に向けて、その利用割合が年々増加していくことが見込まれています。</p> <p>なお、フレキシブルファイバについては加入光ファイバ相当の設備を含めて提供されるものですが、特にルーラルエリアでは回線調達の選択肢は極めて限られ、実質的に NTT 東西殿による卸役務を選択せ</p>		無

	<p>ざるを得ないなど競争原理が十分に機能する市場ではありません。</p> <p>このような状況では、柔軟な料金設定や事業者間取引の実現が困難であることから、今後、適正性等を確保していくためには、ボトルネック性を有する設備(第一種指定電気通信設備)を用いた卸役務については、当該機能の接続料金を指標とした料金を設定するなど、一定の算定基準を設ける必要があると考えます。</p> <p>※1 http://www.soumu.go.jp/main_content/000628550.pdf ※2 http://www.ntt.co.jp/ir/library/annual/pdf/annual_report_18.pdf</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
3-4 5G の早期展開や通信インフラの強靱化の観点からは設備競争が重要であり、事業者の設備投資インセンティブに十分配慮すべき。			
9	<p>(P28) 「2. 他者設備の利用とルールの見直し (2) 主な意見 競争が働いている部分の卸・設備共用の条件等は原則ビジネスベースに任せるべきだが、ボトルネック性をもつ設備(光アクセス等)に関する卸・設備共用の条件等は一定のルールが必要。現行のサービス卸やフレキシブルファイバは、事業者が料金算定の基礎データを確認できず、また、料金水準についてオープンな議論ができない等の課題があり、料金に関してより透明性や適正性を確保するためのルール見直しが必要。」</p> <p>上記の意見は、5G インフラ整備のために NTT 東西殿が光ファイバ等を構築すべきという考えに立っていると思われるところ、こうした考え方は接続制度の趣旨にそぐわないものと考えます。</p> <p>特に、ニーズに基づき新たに構築されるフレキシブルファイバ等に接続ルールを適用することは、設備投資リスクを NTT 東西殿に押し付け、また設備事業者の設備投資インセンティブを阻害することにつながりかねないため、設備競争の衰退、ひいては我が国の通信インフラの脆弱化を招くおそれがあると考えます。</p> <p>5G の早期展開や通信インフラの強靱化の観点から、引き続き設備競争を促進することが重要と考えますので、今後とも設備事業者の設備投資インセンティブに十分配慮頂くよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>第 1 部第 4 章第 3 節に示したとおり、他者設備の利用の在り方については、「卸役務」における料金を含めた提供条件の適正性等の確保が不十分である、新しいサービス領域では適正性等の判断が困難である等の課題を踏まえ、検討を深めていくべきとされているところであり、いただいた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、その際には、「今後の事業者間連携の多様化・複雑化を見据えた設備競争とサービス競争のバランスの確保」に留意することが重要と考えます。</p>	無
10	<p>(P28) 「2. 他者設備の利用とルールの見直し (2) 主な意見 NGN における相互接続と卸の間の競争環境の公平性を維持するため、接続形態でも卸と同様にエンドユーザ料金設定権を接続先に付与して、同一条件で競争条件を検証することが必要。」</p> <p>左記の意見は、「NGN や光アクセス区間においてユーザ単位での貸出し」、すなわち、光アクセス区間において 1 芯(8/8 芯)単位で構築したものについて、ユーザ単位(1/8 芯)での貸出しを要望されている</p>		無

	<p>ものと思われるところ、これは残り 7/8 芯分のコストを NTT 東西殿に押し付けることで、接続事業者のみを著しく有利にするものです。</p> <p>こうした貸出し形態は、設備事業者の設備投資インセンティブを阻害し、設備競争の衰退、ひいては我が国の通信インフラの脆弱化を招くと考えますので反対します。</p> <p>2030 年頃の通信ネットワークを見据えると、光ファイバ網には一層の高度化・信頼度向上が求められ、またネットワークダイバーシティによる通信インフラの強靱化も更に必要になると想定されることから、引き続き設備競争を促進することが重要と考えますので、今後とも「自己設置」と「接続」の間の公正競争環境を確保するとともに、設備事業者の設備投資インセンティブに十分配慮頂くよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>3-5 5G 時代の新しい仮想移動通信事業者の形態である VMNO の出現も見据えつつ、MNO 以外の多種多様な事業者が 5G インフラや仮想化技術等を活用し高度で多様なサービスの提供を可能とすべき。</p>			
11	<p>通信ネットワークにおける仮想化の進展、他者設備の利用の拡大といった変化を念頭に、引き続き公正な競争環境が確保されるよう各種ルールの見直しがおこなわれることは、情報通信市場の発展に寄与するものと考えますので、賛同します。</p> <p>新しい価値やサービスが次々と創出され、我が国の経済的発展と社会的課題の解決を両立する Society5.0 の実現に向けては、5G インフラや光ファイバ網を整備することに加えて、これらを社会活動にしっかりと浸透させることが極めて重要と考えます。そのためには、公正な競争環境下で、多種多様な事業者が高度で多様なサービスを提供していくことが不可欠です。</p> <p>例えば、5G 時代においては、「ディスカウント型(格安スマホ)」を主な事業モデルとした、現在の「MVNO」という事業形態に加え、「各種業界に特化したソリューションプロバイダ」や「国際 IoT サービスなどを実現するサービスプロバイダ」といった多様なニーズに応える事業モデルを志向する「VMNO (Virtual MNO)*1」という新しい事業形態が出現することが予想されております。「VMNO」の出現により、MNO では手の届きにくい地方等を含めて社会の隅々まで、早期に 5G の恩恵を浸透させることが可能になるとともに、情報通信市場の更なる発展にもつながるものと考えます。</p> <p>今後の各種ルール見直しにおいては、「VMNO」といった新たな事業形態の出現も見据えつつ、MNO グループ以外の多種多様な事業者においても、5G インフラや仮想化技術等を十分活用し高度で多様なサービスが提供できるような環境を整備することが必要と考えます。</p> <p>*1 VMNO (Virtual MNO)とは、欧州の政策シンクタンクである CERRE が公表している報告書で言及されている「5G 時代の新しい仮想移動通信事業者の形態」のこと(2019 年 2 月 28 日 電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会(第 5 回) 資料 5-6 一般社団法人テレコムサービス協会提出資料 P9 参照)</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>第 1 部第 4 章第 3 節に示したとおり、「スライシング・サービス」について、「MVNO を含む競争事業者やユーザ企業を含む利用者等に対する API のオープン化等の仕組みについて検討することが必要である」と考えており、いただいた御意見は、他者設備の利用の在り方等について検討を深めていくに当たっての参考とさせていただきます。</p>	無

3-6 電気通信事業者と異業種との連携を加速し、新事業・新サービス創出を促進する観点から、禁止行為規制の対象事業者の指定基準や卸役務の届出義務の対象から除外されている「通信モジュール」の定義を見直すべき。			
12	<p>「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する提案募集」に対する当社意見(H30年10月)でも申し述べましたとおり、5Gの導入等によるイノベーションを促し、新事業・新サービスの創出や社会的課題の解決をより一層促進していく観点から、事業者の創意工夫や柔軟な事業展開を行うための環境整備が重要と考えます。5G時代に向けた環境整備という点で、諸外国の取組みも参考にしながら、ビジネス上の萎縮効果がない様に規制制度を見直すなど、5Gの特長を活かしたサービスの提供を後押しするような検討を引き続きお願いします。</p> <p>今後、他者設備の利用に関し、制度整備も視野に検討を深めていく方向性が示されていますが、「5G時代における電気通信事業者と様々な分野の企業間連携や新サービス・ビジネスの創出を促進する観点にも留意することが重要」との観点からは、「規制ありき」ではなく、むしろビジネス上の萎縮効果がない様に規制制度を見直すなど、5Gの特長を活かしたサービスの提供を後押しするような検討をお願いします。</p> <p>この点、H27年度電気通信事業法改正において、新事業・新サービス創出を促進するため、電気通信事業者と異業種との連携を加速させる観点から、禁止行為規制の対象事業者の指定基準や卸契約書の届出義務の対象からIoT向けサービスについては除外されたにもかかわらず、その定義が実態と合わず、パートナーとの連携において萎縮効果をもたらす結果となっていることから、今後設置されるWGにおいて、早急に見直しの検討をお願いしたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>第3部第1章において、電気通信事業政策の取組の方向性について、「引き続き、イノベーションの創出も念頭に置きつつ利用者視点に立った検討を深化していくことが求められる」とされており、いただいた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	無
3-7 5Gの基地局整備を促進するため光ファイバ回線も含めた設備共用のルール整備を行うべき。			
13	<p>携帯電話基地局を敷設していくにあたり、特に地方部においては、NTT 東西殿が光ファイバを提供できない、または品質を満たさないファイバしか存在しないエリアが存在します。現在、当該エリアにおいては、鉄塔や用地は共用可能ですが、回線は各事業者が個別に調達することが必要となり、非常に非効率な状況です。従って、効率化が図れるよう、回線も含めた設備共用等のルール整備を行うべきと考えます。</p> <p>なお、特に5Gは電波の特性上到達距離が短いため、従来のネットワークよりも多くの基地局を設置する必要があり、回線の需給が逼迫する恐れがあることから、当該ルール整備の必要性はさらに増していくものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>いただいた御意見は、他者設備の利用の在り方等について検討を深めていくに当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
3-8 全国MNOと地域MNOの連携を担保するための相互接続ルールの強化を検討すべき。			
14	<p>1. 地域単位の無線アクセスネットワークの進展</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年、地域のきめ細かなニーズに応えるため、ケーブルテレビ事業者をはじめとする地域周波数免許をもつ加入者回線設置事業者(以下、「地域MNO」)が提供する地域単位の無線アクセスネットワーク・サービスが進展しております。当該サービスは、地域の公共の福祉の増進に寄与するものであり、また防 	<p>いただいた御意見は、他者設備の利用の在り方等について検討を深めていくに当たっての参考とさせていただきます。</p>	無

災や見守りなどの地域公共サービス・アプリケーションにも使われるなど、災害時や緊急時において地域住民の安心・安全に資する重要な用途にもなっております。

- ・ さらに、「ローカル 5G」を活用した自営利用や電気通信役務の提供により、地域 MNO の役割やサービスが、地方創生の推進に向けて一層に重要になると予想されます。

- ・ そのため、今後はこうした地域 MNO のサービスが、当該 MNO のサービスエリア外においても、他の全国的にサービスを提供する MNO (全国 MNO) のネットワークを利用することにより、継続して提供されることが、ユーザの利便性ならびに安心・安全の観点で極めて重要になることから、自営網と公衆網の連携や他事業者網と全国事業者網の連携等を担保することが必須となります。

2. 制度の現状及び課題

- ・ 移動体通信分野における「他者設備の利用とルール」については、従前より、「(電波法に基づく)電波の公平かつ能率的な利用の確保」や、「(電気通信事業法に基づく)事業者間の競争促進」などの観点から検討・整理がなされてきております。

- ・ 地域事業者と全国事業者の連携促進に関して、「電波の公平かつ能率的な利用の確保」の観点からは、全国 5G の周波数割当てを受ける全者共通の条件として、ローカル 5G 事業者から「卸」「接続」「その他方法」による特定基地局の利用を促進するための契約又は協定の締結の申入れがあった場合は、円滑な協議の実施に努めることが規定されています(「第 5 世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画の認定」より)。

- ・ 他方、「事業者間の競争促進」の観点からは、MNO-MVNO 間、あるいは、全国 MNO 間の関係性を対象にルールが整備されてきており、地域 MNO と全国 MNO 間におけるルール等制度的手当てはなされていないのが現状です。

- ・ また、他者の設備利用に係るニーズの従前のケースとしては、主に新規参入した全国 MNO が全国ネットワークを整備する途中段階で、暫定的に他の全国 MNO からローミングの協力を得ることを想定しており、基本的には過渡的措置としての意味合いが強いことから、事業者間交渉にあたっての経済的条件は相対となっています。

- ・ そのため、地域 MNO が全国 MNO のネットワークの利用を希望する際は、規模の違い等から公正な経済条件でのエリア外サービスの提供は極めて困難になります。特に、電気通信分野において、固定通信から移動体通信分野へ競争の軸がシフトしている中、全国 MNO 間は事実上の協調寡占となっていることから、「全国 MNO による地域 MNO へのネットワーク提供を促進」するインセンティブは働きにくい構造となっております。

3. 解決の方向性

- ・ 上記の理由より、「他者設備の利用とルール」については、従前の制度の前提として考慮されていなかった「地域単位の無線の利用促進」ならびに「地域 MNO と全国 MNO」の連携等を担保し、設備とサービスの両面から競争を促進するために、具体的には相互接続ルールを強化する必要があると考えます。

- ・ 例えば、我が国ではかつて固定電話の相互接続に関する制度の導入を通じて、移動体通信でいえば MVNO に相当する「中継系事業者」だけでなく「加入者系設備設置事業者」と NTT 東西との接続が促

	<p>進され、料金が市内通話 3 分 10 円から 20%前後の値下げとなりました。これにより、地域の加入者回線設置事業者により設置された固定電話回線 (0AB～J) は、現時点で全国約 800 万に及ぶ世帯に提供されるに至っています。こうした理由より、地域 MNO が移動体通信市場において一層の役割を果たすとともに、公正な競争を促進する観点から、移動体通信市場においても固定通信市場と同水準の競争ルールが必要であり、具体的には地域 MNO が全国移動通信網を活用する場合、「卸電気通信役務」ではなく、「事業者間接続」に基づくネットワーク提供について、制度的に担保する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>		
<p>4 市場の融合とルールの見直し</p>			
<p>4-1 現行の非対称規制の考え方を維持することについて賛同。</p>			
15	<p>5G 時代における光回線や線路敷設基盤・局舎等、「不可欠なリソース」となる設備の重要性は一層高まると想定されることから、設備のボトルネック性(第一種指定電気通信設備)に着目した現行の非対称規制の考え方を維持することが適当であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	無
16	<p>ボトルネック性を有する設備(第一種指定電気通信設備)に着目した現行の非対象規制の考え方の維持を適当とする考え方に賛同します。今後、オール IP 化・仮想化の進展によりアクセスとコア網の一体化(固定・携帯)の統合が進んだ場合、ボトルネック設備に起因する市場支配力のレバレッジにより NTT 東西殿の影響力が増大する事が懸念されます。優越的地位の濫用・排他的行為の予防や情報の非対称性の是正・同等性の確保等の公正競争確保のためにも、規制対象としての第一種指定電気通信設備制度を維持しつつ、影響力の増大に見合った規制内容の強化が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
17	<p>情報通信市場における公正競争環境の確保の観点から、5G 時代においても、現行の非対称規制の考え方を維持することは必要と考えますので、賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>4-2 5G 時代におけるエッジコンピューティングの普及を見据えたコロケーションスペースの活用の必要性等を含め、新たなボトルネック領域について検証を行うことに賛同。</p>			
18	<p>5G の特性である「高速・大容量」、「多接続」、「低遅延」を活かしたサービスにより、一層の社会課題の解決と地方創生への貢献が期待されます。例えば、自動運転や遠隔地からの建機等の操作には、低遅延である 5G サービスの活用が不可欠です。</p> <p>一方、エッジコンピューティング技術の活用や低遅延サービスの実現のためには、端末に近いキャリア設備(局舎等)へのサーバ等の設置が必要であり、全国規模の NTT 東・西の局舎リソースの重要性が増大すると考えます。</p> <p>公社時代から引き継いだ資産の公益性に鑑み、電話等旧来の設備の撤去により空いたスペースについては NTT の新規事業に転用するのではなく、5G に向けた競争事業者の要望も踏まえ、原則コロケーションスペースとして維持・活用し、NTT 東・西利用部門と競争事業者の同等性を確保すべきです。</p> <p>エッジコンピューティング技術の活用や低遅延サービスの実現を見据えたコロケーションスペースの活</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>第 1 部第 4 章第 3 節に示したとおり、「固定・移動通信の市場区分を越えて、新たな影響力を及ぼし得る「設備」・「機能」・「主体」を想定しつつ、現行の非対称規制の範囲に関する考え方を弾力化する等、新たな競争ルールの在り方について、引き続き検討を深めることが適当である。」と考えており、いただいた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>用の必要性等を含め、新たなボトルネック領域について検証を行うことが適当であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
19	<p>今後、リアルタイム性が求められる新サービス等多様なサービスの登場により、遅延を極力防止するためには端末からより近い位置にサーバがあることが望ましく、その対策の一つとして、NTT 東西殿のコロケーションスペースを活用することが考えられます。現行ルールでは、サーバ類は義務的コロケーションスペースに設置できないことから、新サービスやネットワーク構造の変化に則した望ましい制度設計の検討を進める必要があると考えます。</p> <p>また、コロケーションの観点では今後、設置される機器の使用電力量の増大が想定され、コロケーションスペースでの電力設備リソースの枯渇も懸念されます。この対策として、NTT 東西殿のコロケーションスペースにおける電力設備増強計画を接続事業者に対して「見える化」することや、その際に接続事業者の需要をどのように考慮すべきかについて、検討することが必要です。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>4-3 NTT において次世代基幹的コア網の在り方を早期に示すとともに、相互運用性の確保や適切な新技術の導入等の観点から、関係事業者間で情報共有等を図る仕組みを検討することについて賛同。また、NTT グループが固定・移動通信を統合したコア網を構築した場合、公正競争を確保するための措置が必要。</p>			
20	<p>仮に、固定・移動通信市場のそれぞれの市場で市場支配力を有するNTT東・西とNTTドコモが固定網とモバイル網を統合したコア網を構築した場合は、圧倒的な規模の経済が働くとともに、競争事業者はボトルネック設備等の「不可欠なリソース」と一体となった当該NTTの統合ネットワークを利用せざるを得なくなるため、公正競争の確保に大きな支障を及ぼすこととなります。</p> <p>その結果、NTTグループが強大な市場支配力を発揮し、競争事業者の構築した自前のネットワークは市場から淘汰され、NTTグループが構築した独占的なネットワークに収れんする恐れがあります。</p> <p>そのようなことになればネットワーク領域の競争が無くなり、プラットフォーム上のサービス向上や IoT の発展も停滞する懸念があるため、仮にNTTグループの統合コア網が構築される場合には、当該コア網のオープン化が必須であり、厳格な接続ルールのもと、競争事業者が様々な階層（収容局単位、県単位、集約（例：東京・大阪）単位等）で当該コア網へ接続できること、API 連携で必要な時に必要な機能を利用できること、相互運用性の確保などが必要になると考えます。</p> <p>「設備」・「機能」・「主体」を想定しつつ、現行の第一種および第二種指定電気通信設備を設置する事業者への規律とは別に、統合コア網を提供する事業者が現行の第一種および第二種指定電気通信設備を設置する事業者と異なる場合も含め、不可欠なリソースと一体のNTTのネットワークに対する接続ルール（公平、透明、適正な接続条件）を検討する必要があるということ、加えて、そのネットワーク上で提供される役務の利用料金には公正報酬率規制等の規律を検討することが必要です。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>第1部第4章第3節に示したとおり、「固定・移動通信の市場区分を越えて、新たな影響力を及ぼし得る「設備」・「機能」・「主体」を想定しつつ、現行の非対称規制の範囲に関する考え方を弾力化する等、新たな競争ルールの在り方について、引き続き検討を深めることが適当である。」と考えており、いただいた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	無
21	<p>NTT の次世代基幹的コア網の在り方を早期に示すとともに、相互運用性の確保や適切な新技術の導入等の観点から、関係事業者間で情報共有等を図る仕組みを検討することに賛同します。あわせて、NTT 以外の仮想ネットワークを含め、当該領域での競争が十分行われるよう、標準化や相互接続ルールの整備を進めていくことも重要と考えます。</p>		

	<p>特に、NTT の次世代基幹的コア網においては、その役割が増大・多様化し、また固定とモバイルの融合が進展する可能性があります。これにより当該コア網の社会的重要性が増す一方、その仮想ネットワーク上で NTT グループが事実上一体化し、独占回帰することが強く懸念されますので、今後の検討において、十分留意することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
22	<p>技術変革期の重要な視点の一つに採用される技術仕様の問題が存在します。採用された技術仕様が独自性の強いものである場合、その仕様に基づき製造された機器や構成されたネットワークを接続または卸役務として利用する者も仕様への準拠が強いられ、直接的間接的な影響を受けることとなります。</p> <p>具体的には、その独自仕様が接続事業者との接続を前提としていないために、網改造費を伴う大幅な機能追加が発生する場合や独自仕様であるために一般的な仕様の製品よりもメーカーによる機器サポート早期に終了する場合などの問題が生じ得ます。</p> <p>このような問題を避けるためにも、新技術導入を図る際に関係事業者情報共有がなされ懸念を洗い出すための検討が深められる制度整備は有益であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>4-4 固定・移動通信の市場区分を越えて、新たな影響力を及ぼし得る「設備」・「機能」・「主体」を想定しつつ、新たな競争ルールの在り方について、引き続き検討を深めることに賛同。</p>			
23	<p>固定・移動通信の市場区分を越えて、新たな影響力を及ぼし得る「設備」・「機能」・「主体」を想定しつつ、現行の非対称規制の範囲に関する考え方を弾力化する等、新たな競争ルールの在り方について、引き続き検討を深めることに賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】</p>	賛同の御意見として承ります。	無
24	<p>今後のネットワーク事業の活性化や競争の促進のため、固定・移動通信の市場区分を越えて、新たな影響力を及ぼし得る「設備」・「機能」・「主体」を想定しつつ、現行の非対称規制の範囲に関する考え方を弾力化する等、新たな競争ルールの在り方について、引き続き検討を深めることに賛同します。</p> <p>一方で、固定・移動通信市場における事業者関連系が活発になり、ネットワークが仮想化が進むと、NTT グループの固定・移動のネットワークが統合し、NTT グループで連携したサービスが提供される可能性がある。これは公正競争上の問題点が生じる懸念があるため、新たな競争ルールを検討するにあたり、慎重な議論を進めていく必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【中部テレコミュニケーション株式会社】</p>		
<p>4-5 MNO グループが固定通信市場を含む電気通信市場全体に市場支配力を及ぼしていることを踏まえた競争ルールの在り方について検討すべき。</p>			
25	<p>NTT 東西殿によるサービス卸開始以降、固定通信市場においても MNO の存在感が急激に高まり、今や MNO グループの強大な市場支配力は電気通信市場全体に影響を及ぼしている状況にあります。また電気通信分野における小売市場では、今後さらに固定からモバイルへのシフトが加速していくものと想定され、移動通信市場がメインとなる 5G 時代においては、電気通信市場全体に対する MNO グループの市場支配力は一層高まっている可能性があると考えます。</p>	<p>第1部第4章第3節に示したとおり、「固定・移動通信の市場区分を越えて、新たな影響力を及ぼし得る「設備」・「機能」・「主体」を想定しつつ、現行の非対称規制の範囲に関する考え方を弾力化する等、新たな競争ルールの在り方について、引き続き検討を深めることが適当である。」と考えており、いた</p>	無

	<p>仮に、電気通信市場全体が MNO グループの協調的寡占になった場合は、全ての分野において料金の高止まりやサービスの横並びが懸念され、国民利益を大きく損ねる可能性があります。</p> <p>将来にわたって、電気通信市場全体における公正競争を促進するためにも、これまでの「NTT とそれ以外の事業者」との間の公正競争確保に加え、「MNO グループとそれ以外の事業者」との間の公正競争確保に着目した競争ルールの在り方についても検討し、早急に整備すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>いただいた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	
<p>4-6 欧州の SMP 規制のように、直接的に事業者の「市場支配力」に着目した規制を導入することも有効ではないか。</p>			
26	<p>仮想化等の技術革新により、市場区分を越えてネットワーク市場に新たな影響力を及ぼしうる主体等の出現が想定されることを踏まえると、現行の非対称規制の考え方は維持しつつも、例えば機能面においては欧州のように「市場支配力」に着目した規制*1 を導入することも有効ではないかと考えます。</p> <p>*1 参考: CPRC「欧州の電気通信分野における SMP 規制の分析と評価」(2012.10)</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>第1部第4章第3節に示したとおり、「固定・移動通信の市場区分を越えて、新たな影響力を及ぼし得る「設備」・「機能」・「主体」を想定しつつ、現行の非対称規制の範囲に関する考え方を弾力化する等、新たな競争ルールの在り方について、引き続き検討を深めることが適当である。」と考えており、いただいた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	無
<p>4-7 プラットフォームとネットワークは別々の市場として画定しつつ、今後の両者の相互の連携の進展等を踏まえて市場評価の手法を模索していくべき</p>			
27	<p>現状では具体的に市場区分を超えて新たな影響力を及ぼし得る「設備」「機能」「主体」を想定しづらく、このような状況においては、プラットフォームとネットワークは別々の市場として画定しつつ、今後の両者の相互の連携や関係の進展等を踏まえて市場評価の手法を模索していくべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>第1部第4章第3節に示したとおり、「固定・移動通信の市場区分を越えて、新たな影響力を及ぼし得る「設備」・「機能」・「主体」を想定しつつ、現行の非対称規制の範囲に関する考え方を弾力化する等、新たな競争ルールの在り方について、引き続き検討を深めることが適当である。」と考えており、いただいた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	無
<p>5 グローバル化の進展とルールの見直し</p>			
<p>5-1 利用者利益の確保を通じ我が国のビジネスの発展に寄与する観点から、国内で事業を展開する海外事業者に対しても、国内事業者に課されるものと同様の規律を適用すべき。また、NTT グループが海外 OTT プレーヤーと競争していくために、NTT グループ間の共同調達を可能とする等、過去の整理を見直すべき。</p>			
28	<p>今後、海外の OTT プレイヤー等が、通信ネットワークの外側の世界で、ICT リソースを迅速かつ最適に利用する仕組みをサービス実装するとともに、NW サービスをも自らのサービスの一要素として取り込む動きが広がっていきます。</p> <p>これまでの情報通信政策は、国内通信市場という限られたフィールドでの通信事業者間の競争のみに着目していましたが、ダイナミックに変化する情報通信市場や関連市場全体を広く俯瞰しながら検討を進めることが必要です。</p> <p>こうした中、具体的には、通信の秘密やプライバシー保護のみならず、国内事業者に課される規律(参入規律、安全・信頼性確保、透明性・公平性の確保等)については、国内で事業を展開する海外の事業者に対しても、同様の規律を適用すべきと考えます。それにより、利用者がサービスを安心して利用できる環境が整うことで、ICT利活用を一層進めることが可能となり、我が国のビジネスの発展にも寄与するものと考えます。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、国際競争力の観点からは、第1部第4章第2節において「イノベーションの創出が促進されるとともに、ネットワークに関連する産業全体が活性化されることを目指していくことが期待される。」としているところであり、いただいた御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	無

	あわせて、事業規模で優る海外の OTT プレイヤー等が、NW サービスをも自らのサービスの一要素として取り込む動きが広がっている中、NTT グループがそれらプレイヤーと競争していくためには、20 数年前から変わることなく存在している各種整理を見直し、例えば、NTT グループ間での共同調達等を行えるようにしていく必要があると考えます。 【日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】		
6 ネットワークビジョンに関するその他の論点			
6-1 縮小していく「固定電話」市場の在り方にも着目し、電話時代の競争環境を前提とした規制の廃止も議論すべき。			
29	<p>情報通信を取り巻く環境の大きな変化に迅速かつ柔軟に対応するための電気通信事業分野における競争ルール等について検討する「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」においては、データ流通のためのネットワークを基本とした市場のみならず、新しい市場に移り変わり縮小していく「固定電話」といった市場の在り方にも着目すべきであり、電話時代の競争環境を前提とした規制(長期増分費用方式(LRIC)による接続料算定、上限価格方式(プライスカップ)による料金規制、固定電話に対する接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)等)の廃止についても、テーマとして取り上げていただきたいと考えます。</p> <p>【東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】</p>	<p>固定加入電話については、第 2 部第 1 章において、固定加入電話等の現在の基礎的電気通信役務の果たしている役割を踏まえつつ、2030 年代に向けた社会構造の変化等を見据え、「電話サービスの持続可能性の確保」について取組の方向性を提言しているところです。</p> <p>この他、「『固定電話』といった市場の在り方」に関し、例えば、IP網への移行後の接続料算定方法について、情報通信審議会答申[※]で、メタルIP電話は、その接続形態にかかわらず、引き続き接続料算定における適正性・公平性・透明性の確保等を図る必要があること、接続料算定における長期増分費用方式の採用の適否について他のオプションと共に検討していくことが必要としています。御意見にある各事項については、今後、環境の変化を踏まえ適時適切に検討していくことが必要と考えます。</p> <p>※ 情報通信審議会答申「平成 31 年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について」(平成 30 年 10 月 16 日)</p>	無
6-2 NTT 東西がローカル5G に参入した場合の競争環境への影響を踏まえ、必要な対応を検討すべき。			
30	<p>5G のひとつであるローカル 5G は、通信事業者以外の様々な主体(地域の企業や自治体等)が、自ら 5G システムの構築を可能とすることが期待されているところ、仮にボトルネック設備を有する地域通信市場のドミナント事業者であるNTT東・西が何の制約もなく参入可能となるのであれば、設備のボトルネック性に着目した非対称規制やNTT法の業務範囲規制等の法の趣旨を蔑ろにすることにもなりかねません。</p> <p>令和元年 6 月 18 日、情報通信審議会において、「地域ニーズや個別ニーズに応じて様々な主体が利用可能な第 5 世代移動通信システム(ローカル 5G)の技術的条件等」について答申されましたが、当社としては、NTT東・西によるローカル 5G 市場への参入について、以下のような公正競争上の問題が生じる可能性があることから、今後の具体的な制度化にあたっては、非対称規制の趣旨や公正競争の確保の</p>	<p>御指摘の諸課題については、想定されるローカル5G の利用シーン等も踏まえつつ、公正な競争環境の確保等の観点から必要に応じ検討されることが望ましいと考えます。</p>	無

観点から、電気通信事業法や電波法等関連する法令において必要な対応が漏れることのないよう、連携した検討がなされることを要望致します。

< 公正競争上の問題が生じる懸念事項 >

【NTT東・西による周波数取得】

地域通信市場と親和性の高いローカル 5G において、独占的・市場支配的な地域通信事業者である NTT東・西が、その地位に起因する優位性(不可欠設備の使用・顧客基盤の活用等)を發揮し、市場支配力を行使・濫用した場合、他の競争事業者がNTT東・西と同等の条件で競争することができず、市場から排除される懸念があります。

(例)

・NTT東・西加入電話の顧客基盤を営業に活用。

・ボトルネック設備と不可分一体としてローカル 5G を提供(NTT東・西の光回線(ボトルネック設備)と一体としてローカル 5G 用の基地局を構築など)し、競争事業者の光回線を排除する 等

なお、NTT東・西がモバイル業務を行うことに対しては、「東・西の活用業務に係る公正競争ガイドライン案に対する意見及びその考え方」(平成 23 年 11 月 17 日)※において、総務省より、以下の考え方が示されていることから、こうした観点での議論・検討が必要であると考えます。

※(総務省の考え方:考え方12)『日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件』に反する方法で提供されるモバイル業務といったように、ISP業務やモバイル業務については、電気通信事業の公正な競争の確保に看過し得ない著しい支障をおよぼすおそれのある事態も容易に想定されるものであることから、仮に、これらの業務を営むことについての届出があった場合であっても、法改正前と同様に、届出に係る業務が法第2条第5項に規定する範囲内で営まれることについて、厳密な確認が必要であると考えられる。」

【NTTドコモとの連携(禁止行為規制適用事業者同士の連携)】

ローカル 5G は、サービスを補完することを目的として、全国キャリア向け帯域を利用することが可能なことから、NTT東・西がローカル 5G の提供主体となる場合にはNTTドコモと連携することも起こり得ます。(複数のメディアで、NTT東日本がNTTドコモとの連携の意向を表明しています。)

この場合、禁止事業者同士の排他的な連携は、当然に電気通信事業法第 30 条によって規制されるべきであります。仮に“形式上(手続き上)排他的ではない”として規制されず、結果的にNTTドコモとの連携によるNTT東・西の移動通信サービスが実現する場合には、地域通信市場において市場支配的なNTT東・西と、移動通信市場で市場支配的なNTTドコモの双方の市場支配力が結合し、公正競争が機能しない、競争阻害的な市場環境になるおそれがあります。

新世代モバイル通信委員会報告(案)に対する意見募集においては、上記当社意見に対し、「なお、市場競争環境に関するご意見については、総務省における今後の検討の際に参考とすることが適当であると考えます。」との考え方が示されている(令和元年 6 月 17 日)ことから、早急に公正競争上の問題を検討すべきと考えます。

【KDDI 株式会社】

6-3 5G 時代における高度なサービスの実現に向け、特に地方におけるエッジコンピューティングの導入の在り方について検討すべき。			
31	<p>5G の普及に伴い、自動運転など、エッジコンピューティングを活用した高度なサービスの実現が期待されます。</p> <p>また、エッジコンピューティングを活用した地域ごとの課題やニーズに対応したサービスの登場も想定されます。</p> <p>一方、全国規模でのエッジコンピューティング実現には多数の拠点での設備投資が必要と考えられます。サービス利用が都心部のみ限定されることの無いよう、特に地方におけるエッジコンピューティングの導入の在り方について検討すべきと考えます。</p> <p>(主な検討事項例:設備投資の主体を含めたエッジコンピューティング導入の在り方、多様なサービスが参入できる仕組みの在り方、ネットワークや機器の構成、テストベッドの在り方、ユーザーの利便性の確保の在り方 等)</p> <p style="text-align: right;">【富士通株式会社】</p>	<p>いただいた御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	無
6-4 その他			
32	<p>「NTT 東日本及び NTT 西日本」における古い構造が「トラフィック(回線混雑)」を招いている構造と、私は考えます。総務省が「運用及び管理」している古い構造では、「NHK(日本放送協会)」を廃止する事が望ましいと、私は思います。例えばですが、「センサー技術、ネットワーク技術、デバイス技術」から成る「CPS(サイバーフィジカルシステム)」を導入し、「ゼネコン(土木及び建築)、船舶、鉄道、航空機、自動車、産業機器、家電」等が融合される構造と、私は考えます。具体的には、「情報技術(IT)」及び「人工知能(AI)」の区別が必要と、私は考えます。(ア)クラウドコンピューティングでは、「ビッグデータ(BD)」から成る「データベース(DB)」における IT ネットワークの構造。(イ)エッジコンピューティングでは、「HTTP(ハイパーテキストトランスファープロトコル)通信から成る「API(アプリケーションプログラミングインターフェイス)」における AI ネットワークの構造。要約すると、「サイバー空間(情報空間)」では、「SDN/NFV」での「仮想化サーバー(メールサーバー、Web サーバー、FTP サーバー、ファイルサーバー)」における「リレーポイント(中継点)」から成る「VPN(バーチャルプライベートネットワーク)」の構造と、私は考えます。「フィジカル空間(物理空間)」では、「アクセスポイント(AP)」の構造と、私は考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>いただいた御意見については、参考とさせていただきます。</p>	無
33	<p>2030年の電気通信市場を見据えたビジョンの検討を頂き、一国民として感謝します。今回の中間報告では情報通信の視点で検討されており、すこし異なる論点となるかもしれませんが、2030年もしくはその後の社会を考慮し、我が国の課題対策のために ICT インフラが活用されることを期待し、アイデアを述べさせていただきます。将来活用できる部分があれば幸いです。</p> <p>(中間報告に対しては賛成の立場となります。)</p> <p>日本には以下のような状況・課題があるかと思えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 都市部の温度上昇や練馬の雷雨などヒートアイランド現象による都市型災害の増大 2) 都市と地方格差の拡大ならび、若者の都市への移住 <p>(東北地方の20%の若者が関東に移動とのデータもある)</p>		

<p>3)宮崎から関東での南海地震の危険性の増大 4)東北、九州等の地方における非化石電源の増大 (国内産電源の増強は地方に行われることが多い) 5)北米、アジアの発展 6)アニメ・ゲームなど強いコンテンツ産業の存在 次に ICT の特徴、状況を考える。 ア) 每期データ量が指数関数的に増大(=NW 投資、電力増大) (年間+30から40%の増大) イ)ICT 分野を若者の新しい労働市場として期待 ウ)投資サイクルが他産業に比べ非常に短い (今度も新規投資が期待される) エ)光ファイバーのインフラによって距離の概念が低下する (5G の遅延5mS は、光速度で1500km となり、音声では1.7m となる) オ)通信負荷の上下動が大きく、混雑時に通信効率が低下する カ)携帯電話のアクセス系が高速化とともに、並行してインフラの広帯域化が必要。 (混雑具合を見て、双方の投資が行うことで全体システムの高速化が実現できる) キ)データ駆動型社会において国内にデータセンターを持つことは重要である。 (個人情報保護の視点、コンテンツ輸出の視点など) ケ)東京周辺にデータセンターの70%強は設置されている。 (人口集中以上に都市部にデータセンターが集中している) コ)関東、中部、和歌山に海底ケーブルの陸揚げ地が多い。 これらいくつかの背景や特徴を考慮すると、 ・国土のレジリエンス性、電力需給、地方での仕事拡大の視点などから、 海底ケーブルの陸揚げ地として東北(北米向け)や九州(アジア向け)に増強するとともに、これら地域 や、50-60Hz 双方から受電できる地域にデータセンタ群(消費電力2GW 規模)を分散配置し、またこれら 地域と東京、中部、関西を結ぶ多心の高速インフラ(情報ハイウェイ)を設置することで、より国民が情報 通信の便益を享受できるようになると感じます。 営利企業の場合、レジリエンス性や地方での仕事、またヒートアイランド対策を考えることは少ないと思い ますが、国の課題を長期で考え、我が国のためになるビジョンとなることを期待いたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
--	--

■第2部 2030年を見据えたネットワークジョンを巡る個別の政策課題

□第1章 基盤整備等の在り方

	意見	考え方(案)	案の修正の有無
1-1 電話サービスの持続可能性の確保			
1-1-1 賛同。			
34	<p>今回の中間答申(案)において、当社が要望している「無線を用いた固定電話」の提供を容認する方向性が示されたことに賛同します。</p> <p>固定電話については、今後とも縮小し、お客様にできる限り負担をかけずに、いかに維持していくかというフェーズに移行しています。こうした中、「無線を用いた固定電話」を提供することにより、メタルケーブル等の再敷設や日常的な設備保守稼働を減らすことが可能となり、相当のコスト削減効果が見込まれます。これにより、固定電話をより長く維持していくことが可能となるため、公正競争環境に影響を及ぼさず、安定的なサービス提供の確保に支障をきたさないことを前提に、他社設備の利用を可能としていただきたいと思います。</p> <p>【日本電信電話株式会社】(同旨 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社)</p>	賛同の御意見として承ります。	無
1-1-2 NTTによる他者設備の利用について、公正競争環境に影響を及ぼすことがないよう制度的措置を講じるべき。			
35	<p>仮に、NTT 東西殿による電話サービスの提供において他社設備を利用することができるとする場合、それにより固定とモバイル双方の市場支配力が結合するおそれがあるため、公正競争環境へ影響を及ぼすことがないよう制度的措置を講じることは不可欠と考えます。</p> <p>なお、携帯電話が全国的に幅広くカバーされていることを踏まえると、NTT 東西殿が無線を活用して電話サービスを提供するよりも、携帯電話事業者による電話サービスの提供の方が効率的である可能性もあるのではないかと考えます。</p> <p>【株式会社オプテージ】</p>	<p>NTT による他者設備の利用を例外的に認めるに当たっては、第2部第1章第2節1. ②に記載しているとおり、公正競争環境に影響を及ぼさないことを確保することを含めた所要の制度整備を講じるべきとしているところです。</p> <p>固定電話については、第2部第1章第1節3. (1)③に記載しているとおり、「いまだに経済・社会活動に不可欠の基盤として機能している」ことから、引き続きその確保のための措置が図られる必要があると考えます。</p>	無
1-1-3 NTTによる他者設備の利用を例外的に認める場合のセーフガード措置が必要となる理由を明確にすべく、以下を追記すべき。			
36	<p>NTT 東西殿の電話サービス提供における無線活用については、日本電信電話株式会社等に関する法律及び電気通信事業法(以下、「事業法」)で期待される役割(公正競争要件確保等)に反さない範囲にとどめるべきであり、セーフガード措置が必要となる理由を明確にすべく、以下下線部を追記すべきと考えます。</p> <p>「<u>NTT 法及び NTT グループに関する累次の公正競争要件の趣旨を踏まえ、主に次のセーフガード措置を講じることを確保すべく、所要の制度整備を講じるべきである。</u>」</p>	<p>NTT 法は、第2部第1章第1節1. (1)に「公正競争の促進を旨としつつ、競争を補完するものとして、電話サービスの適切・公平・安定的な提供を確保し、「ユニバーサルサービス」を実現するものと考えられる。」と記載したとおり、公正競争の確保以外の NTT の責務についても定めているところです。</p> <p>これを踏まえ、原案では、「NTT 法の趣旨を踏まえ、NTT 東</p>	無

	【ソフトバンク株式会社】	西の電話サービスの提供については、自己設備設置を基本とすべき」とした上で、他者設備の利用を例外的に認める場合のセーフガード措置について、公正競争環境の確保を含めた必要な措置の方向性を示しているところであり、原案のとおりといたします。	
1-1-4 メタル再敷設が困難な場合、無線設備の利用よりも光ファイバ回線への置き換えを優先すべき。また、利用者利益、公正競争、ラストリゾートの確保の観点から制度的措置を講じるべき。			
37	<p>NTT東・西による他者の無線設備を用いた固定電話サービスについては、消費者保護の問題やラストリゾート確保の問題、公正競争上の問題の観点から、慎重な議論が必要であるとともに、5G 普及やブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化等の将来を見据えれば、メタル回線での固定電話の提供を継続できない場合であっても、光ファイバへの置き換えで提供することを優先すべきと考えます。</p> <p>当社のメタルプラス電話(NTT東・西の加入電話相当)のサービス終了時に、ホームプラス電話(NTT東・西が提案する転送方式と同等)を代替サービスとしてお客さまにご提案しましたが、無線サービスへの切替により、緊急通報サービス・あんしん電話サービス・ガス検針サービス等が使えないことや、FAX の機能制限等で利用者の利便が損なわれることにより、残念ながら、多くのお客さまにホームプラス電話をご選択いただけませんでした。</p> <p>基礎的電気通信役務として、不可欠性を満たす「固定電話」の技術基準等の上で実現されているこれらのサービス(緊急通報サービス・あんしん電話サービス・ガス検針サービス等)が、無線の活用によってそのままのサービス・端末では利用できなくなることへの影響について、ユニバーサルサービスの基本3要件のうち「不可欠性」の観点から、特に利便性が損なわれることを政策的に許容するのかどうかを中心に、慎重に議論する必要があると考えます。</p> <p>また、ユニバーサルサービスについては、誰も提供する事業者がない場合の“ラストリゾート”を確保する必要があり、現在は、電電公社時代からのインフラ資産を引き継ぐ政府出資のNTTがその責務を負っているため、引き続き、現行のNTT法の規定(所謂「自己設置義務」)を維持することが不可欠であると考えます。</p> <p>公正競争上の問題の観点からは、仮に無制限に他者設備の利用が進むと、NTT東・西の加入者回線数が減少することとなり、第一種指定電気通信設備の指定が都道府県単位で徐々に外れていくこととなります。これは、市場支配力(公社時代の顧客基盤)を保持したままであるにも関わらず、第一種指定電気通信設備の指定が外れるに伴い、あわせて禁止行為規制も外れてしまうため、他者設備の利用は極めて例外的・限定的である必要があります。</p> <p>加えて、NTT東・西の無線活用を無制限に認めた場合、NTT東・西がボトルネック設備や顧客基盤等の優位性を持ったまま移動通信市場に参入するおそれがあることから、NTT東・西の無線活用については、固定電話の用途のみに限定する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>NTT 東西による他者の無線設備を用いた固定電話サービスについては、「利用者が極端に少ない等の事情によりメタル再敷設や光化が極めて不経済となる場合に限り、アクセス区間の一部に他者の無線設備を利用して効率化を図ることを提案」しているものと承知しています。</p> <p>その他いただいた御意見も参考としつつ、「セーフガード措置」の在り方等について今後検討を深めていくことが適当と考えます。</p>	無

1-2 新たなサービスの利用環境の確保			
1-2-1 新たなサービスの利用環境の確保については、社会構造の変化、市場動向、負担、技術革新等を踏まえた国民的な議論が必要。			
38	<p>「固定電話」を使わない方々が増えてきている中、いつまでも NTT 東西の加入電話がユニバーサルサービスであり続けるとは考えていません。その上で、将来のユニバーサルサービスの在り方を検討するにあたっては、今後の技術革新や市場環境の変化を踏まえ、技術中立的かつ経済合理的な観点から、何がユニバーサルサービスであるのかという議論を、集落の消滅やコンパクトなまちづくり推進の動きも踏まえ、電気・水道・交通といった他の生活インフラの動向とあわせ、国民的なコンセンサスを得ながら議論することが必要です。</p> <p>対象サービスを広げる場合には、未提供エリアをカバーしていくための投資や保守コスト等が必要となるため、結果的に利用者・国民の負担が増えることも踏まえた議論が必要になると考えます。</p> <p>【日本電信電話株式会社】(同旨 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社)</p>	<p>本章第 3 節において記載しているとおり、ユニバーサルサービス制度の在り方については、国民生活を支える基盤となるサービスに係るルールづくりに直結するものであり、国民的議論を喚起していくことが必要であると考えます。こうした観点から、引き続き、いただいた御意見も含め、多様な関係者の意見を踏まえながら検討を進めていくことが適当と考えます。</p>	無
39	<p>固定ブロードバンドサービスについては、多様な事業者が参入し、設備競争とサービス競争の両方を展開してきたことで、提供エリアの拡大や料金の低廉化が進展してきたものと考えます。</p> <p>今後も引き続き、多様な事業者による設備競争・サービス競争を促進していくことが重要であるところ、ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務として位置付けるかどうかについては、公正競争環境に影響を及ぼすことがないよう制度的措置を講じることを含め、多角的かつ慎重に検討することが必要と考えます。</p> <p>携帯電話が全国的に幅広くカバーされていることを踏まえると、固定ブロードバンドサービスよりも、移動系ブロードバンドサービスの提供の方が効率的である可能性もあるのではないかと考えます。</p> <p>何より、国民生活に不可欠なブロードバンドサービスとはどのようなものか(サービス、料金等)、コスト負担をどうするか等について、利用者ニーズ等を踏まえつつ、幅広く国民的コンセンサスを得ながら検討を進めることが重要であります。</p> <p>【株式会社オプテージ】</p>		
1-2-2 公設の設備が更新時期を迎えるに当たり必要となる費用の負担が自治体にとって大きな課題とされている点について、裏付けとなる事実を示すべき。			
40	<p>本記載について、裏付けとなる客観的な事実・データの注釈・参考資料等での付記をご検討いただければと思います。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>次のとおり注記することとします。</p> <p>「2017 年度以降、各地域における市町村会及び各地方公共団体等から総務省に対して情報通信基盤の維持・管理・更新等に係る財政的支援の要望が 44 件提出されている(2019 年 6 月末時点)。」(P.37 脚注 21)</p>	有
1-2-3 「不可欠性」を中心として基礎的電気通信役務の対象を考える場合の制度の在り方について、現行制度との関係を整理すべき。			
41	<p>2019 年 1 月 30 日付弊社説明資料※8 頁のとおり、もともと基礎的電気通信役務は全国に敷設済みの固定通信網を前提とした「補填の対象」としての定義であり、「不可欠性」「低廉性」「利用可能性」を要件とする従来の考え方には合理性が存在するものと考えます。</p> <p>「不可欠性」のみを中心にして基礎的電気通信役務の対象を考えるという要件の変更はユニバーサルサ</p>	<p>Society 5.0 時代を見据え、今後国民生活に不可欠なサービスが多様化することを踏まえて制度の在り方について検討を行うにあたり、現行の基礎的電気通信役務の要件とされてきた『いわゆる「3要件」のうち「低廉性」及び「利用可能性」は</p>	無

	<p>サービス制度の根幹に影響する部分であり、この場合には少なくとも①補てんと制度の関係性、②適格電気通信事業者に対して必要な規制は何か、③適格電気通信事業者ではない基礎的電気通信役務提供事業者に対して必要な規制は何か、という点を含め、抜本的に制度を整理し直すことが必須と考えます。</p> <p>※http://www.soumu.go.jp/main_content/000597532.pdf</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>法律上規定されておらず、要件というよりは基礎的電気通信役務が達成すべき目標と考えられるため、本来は、「不可欠性」を中心にして基礎的電気通信役務の対象を考えるべき』としているところ です。</p> <p>今後の環境変化を踏まえた制度の在り方については、いただいた御意見も参考としつつ、多角的に検討していくことが必要と考えます。</p>	
<p>1-2-4 将来的にブロードバンドをユニバーサルサービスとして位置付けることを見据えれば、ラストリゾートを確保するため NTT に責務を担わせるべき。</p>			
42	<p>世帯向けのブロードバンドサービスを国民生活に不可欠なサービスとして位置付けるにあたっては、将来にわたって求められる「不可欠性」を安定的に満たす必要があります。</p> <p>例えば、求められる通信速度も社会的要請や市場環境によって変化し、無線では必要となる品質を安定的に満たせない可能性もあることから、可能な限り、光ファイバで提供することを優先すべきと考えます。</p> <p>その上で、国民に不可欠とされた最低限の通信手段が確保されることが必要であり、誰も提供する事業者がない場合の“ラストリゾート”を制度的に担保することが必要になります。</p> <p>現在、NTT東・西は、固定電話の提供に関してラストリゾート事業者としての責務が課せられていますが、世帯向けのブロードバンドサービスをユニバーサルサービスにするのであれば、世帯向けのブロードバンドサービスの“ラストリゾート”を確保するため、電電公社時代から引き継いだ電柱・管路・とう道等の線路敷設基盤を有するNTTが政府出資の特殊法人としての政策的な責務を担うことが妥当であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>将来的にブロードバンドをユニバーサルサービスとして位置付けることを見据えた制度の在り方については、いただいた御意見も参考としつつ、多角的に検討していくことが必要と考えます。</p>	無
<p>1-2-5 ユニバーサルサービスの対象については、サービスの位置付けが変化しても対応できる手法を検討すべき。</p>			
43	<p>携帯電話サービスを現行の基礎的電気通信役務の対象として位置付けることが適当でない理由の一つとして、「ブロードバンドサービスに比べて地方での基盤整備が進展している(p45)」ことが示されているが、地方での基盤整備の進展は、国の補助金を活用して地方公共団体が一部の不採算エリアをカバーしていることによる。サービス維持費の一部を地方公共団体が負担しているこのいびつな構造を是正するためにも、ユニバーサルサービス制度の見直しは有効な手段であると考えます。</p> <p>また、「5G以降のネットワーク構成を見据えると、固定通信と移動通信の関係等、サービスの位置付けが大きく変化すると想定される(p45)」ことも位置付けない理由とされているが、技術開発で次々に新たなサービスが出てくる中で、既存サービスの位置付けが変わることを理由にしては、いつまでたってもユニバーサルサービス制度の変革はできないことから、サービスの位置付けが変化しても対応できる手法を検討していくことが重要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【鹿児島県企画部情報政策課】</p>	<p>基礎的電気通信役務の対象範囲については、不可欠性を中心としつつ、本章第 2 節 2.全体において記載しているとおり、整備状況、競争状況、技術動向、国民負担等も勘案し総合的に検討されるべきものであり、いただいた御意見も参考としつつ、必要に応じ見直すことが適当と考えます。</p>	無

1-2-6 携帯電話サービスを現行の基礎的電気通信役務の対象として位置付けることは適当ではない、という結論に賛同。			
44	<p>制度の経緯・趣旨より、基礎的電気通信役務の対象は不可欠性の有無のみで決めるべきものではなく、携帯電話サービスを現行の基礎的電気通信役務の対象として位置付けることは適当ではない、という結論に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、基礎的電気通信役務の対象範囲については、不可欠性を中心としつつ、本章第2節2.全体において記載しているとおり、整備状況、競争状況、技術動向、国民負担等も勘案し総合的に検討されるべきものと考えます。</p>	無
1-2-7 競争面や国民負担等を考慮し、交付金制度の補てん対象範囲及びその額は必要最小限とすべきであり、以下を追記すべき。			
45	<p>「不可欠性」のみを中心にして基礎的電気通信役務の対象を考えるにあたっては、第2部第1章44頁に対する弊社意見のとおり抜本的な制度整理が前提と考えます。その際、仮に交付金を既存のNTT東西殿の固定通信網以外の維持へ活用するならば、補てん対象次第で必要な交付金の額は変動すると思われませんが、競争面や国民負担等を考慮し、補てん対象範囲及びその額は必要最小限とすべきです。以上を踏まえ、以下下線部を追記すべきと考えます。</p> <p>「将来的に基礎的電気通信役務の対象範囲が拡大することを見据えた場合、地域によっては、国民生活に不可欠であるものの、市場競争が行われない等により、利用可能性が確保されないサービスもあると考えられることから、安定的なサービス提供を確保するための制度等の在り方について、<u>交付金の額は必要最小限とすることを念頭に</u>、あわせて検討を深めていくべきである。」</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>本章第2節2.(1)②において「検討に当たっては、国民経済全体における負担を考慮し」と記載していることから、原案のとおりといたします。</p>	無
1-3 ユニバーサルアクセスの実現に向けて			
1-3-1 賛同。			
46	<p>ユニバーサルアクセスの実現に向け、有線・無線等を活用したネットワークの検討・構築を進めることに賛同する。</p> <p>一方で、公正競争へ影響をおよぼさないよう配慮をした制度・ルールの確立を要するため、今後進められる「基盤整備等の在り方検討WG」において慎重な議論が必要と考える。</p> <p style="text-align: right;">【中部テレコミュニケーション株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	無
1-3-2 ユニバーサルアクセスに関する検討を早急に進めるべき。			
47	<p>「国民生活に不可欠なサービスとなっている(p45)携帯電話サービスを現行の基礎的電気通信役務の対象と位置付けられないのであれば、ユニバーサルアクセスの議論を活発化し、早期に道筋をつけるべきと考える。</p> <p>2008年12月の情報通信審議会答申「ユニバーサルサービス制度の在り方について」(p47)で言及のあったユニバーサルアクセスについては、10年以上経過したにもかかわらず議論が進んでおらず、将来的な課題としてではなく、早急に検討・議論を開始すべき課題と考える。</p> <p style="text-align: right;">【鹿児島県企画部情報政策課】</p>	<p>ユニバーサルアクセスについては「まずは競争によりサービスの高度化、普及促進を図ることを通じて実現を目指すことが重要である」としており、今後の5Gの本格導入やフルIP化等の状況も踏まえつつ、継続的な検討を行うことが適当と考えます。</p>	無

1-3-3 ユニバーサルアクセスの実現に向けた検討においては、国民の利便性や国際競争力の強化と国民負担とのバランスに留意すべき。			
48	<p>ユニバーサルアクセスの実現に向けて検討するにあたっては、国民の利便性や国際競争力の強化と国民負担とのバランスに留意しつつ検討することが重要だと考えます。</p> <p>ユニバーサルアクセスは特定の技術・サービスに限定しないものであると考えられ、アクセス手段がFTTHであっても5Gであっても、NTT東・西が保有するダークファイバ・局舎・コロケーション等の「不可欠なリソース」が重要であり、引き続き、厳格な接続ルールのもと、規律の維持・改善が必要だと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>本章第3節において記載しているとおり、ユニバーサルサービス制度の在り方については、国民生活を支える基盤となるサービスに係るルールづくりに直結するものであり、国民的議論を喚起していくことが必要であると考えます。こうした観点から、引き続き、いただいた御意見も含め、多様な関係者の意見を踏まえながら検討を進めていくことが適当と考えます。</p>	無
1-4 基盤整備等の在り方に関するその他の論点			
49	<p>答申6論点分野中「ユニバーサル制度」に関し NTT 東西赤字(直近 535 億円)毎年度早急解消意見を 入れ政策反映→実効実施の旨答申願います。</p> <p>理由： 1)①対世界情報・通信戦中「我国国益推増進」 ②各種通信等常時円滑・高品質維持による対世界社会貢献 ③電気通信事業政策(健全競争政策含む) ④一大基幹(国民生活を支えている)NTT ユニバーサル制度維持の為には年度毎 NTT 赤字未発生(防止)が絶対必要。</p> <p>2)NTT 利用者(私は東日本)は現在でもユニバーサル料金を負担しつつ対価対応店が経費削減の為一店も無く、全て「116」電話対応で不便。不利益を蒙っている。</p> <p>3)NTT(旧日本電信電話公社)研究所は我国重要研究機関の一つ。</p> <p>4)過去 NTT 東西は経費節約(NTT 利用者不便の上に)を十分にしている。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>いただいた御意見については、参考とさせていただきます。</p>	無

□第2章 モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言

	意見	考え方(案)	案の修正の有無
2-1 総論			
2-1-1 緊急提言として示された内容に賛同。			
50	<p>緊急提言として示された内容は、利用者がニーズに合ったサービスや端末を自らの意思で選択できる環境整備に資する取り組みであると考えます。また、通信料金と端末代金の分離等が進めば、通信料金の割引が特定の端末の利用者に限定されているという不公平が解消するだけでなく、MNOとMVNOが「通信サービス」という1つの土俵で競争することができ、モバイル市場の公正競争促進に資すると考えるため、賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	賛同の御意見として承ります。	無
2-1-2 モバイル通信市場における料金サービス等については事業者間の自由な競争に委ねることが原則であり、規制は最小限に留めるべき。			
51	<p>シンプルで分かりやすい料金プランを提供するという趣旨には賛同であり、弊社はこれからも多様な利用者ニーズ等を捉えながら、弛まぬ努力を重ねてまいる所存です。</p> <p>他方、通信自由化やデタリフ化等の経緯を踏まえれば、競争環境にあるモバイル通信市場における料金サービス等については事業者間の自由な競争に委ねることが原則であり、規制は最小限に止めるべきと考えます。今回の改正電気通信事業法は禁止行為への規制を前提としており、この趣旨に鑑みると不当性のあるケースのみを禁じることに止めるべきと考えますが、今回のルール改正の内容は、移動電気通信役務のみに料金サービス等の自由度に大幅に制約を課す極めて過剰な規制であると考えます。</p> <p>なお、緊急提言に続くモバイルサービスに関する規制内容に対する弊社の考えにつきましては、本年6月21日に公表された「電気通信事業法の一部を改正する法律(令和元年法律第5号)の施行に伴う関係省令等の整備等に対する意見募集」の中で述べさせていただきます。</p> <p>また、本緊急提言にかかるプロセスや本報告書にて示された期間拘束のある複数の契約のセット締結に対する課題についての見解については、2018年11月28日から行われた「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言(案)」についての意見募集に対する弊社意見書を参照ください。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	携帯電話事業者によるサービスや提供条件の工夫と競争は、利用者の利益を阻害するものとならないための最低限の基本的なルールを守りつつ行われることが必要と考えます。	無
2-2 通信料金と端末代金の完全分離			
2-2-1 5G 端末の普及に向け、適切な規律の見直しと柔軟な運用を要望。			
52	<p>日本において5Gが世界に遅れることなく普及していくためには、ネットワークに対する投資に加え、5G対応の端末をより早く多くの方に利用していただくことが重要です。適正な公正競争環境の確保を念頭に、海外と国内における5G対応の端末の普及状況を比較したうえで、適宜適切に規律を見直しいただく必要があると考えます。</p>	5Gの円滑な普及のためにも、利用者が通信料金と端末代金のそれぞれを正確に理解した上で、自らのニーズに沿って通信サービスや端末を選択できるような環境を整備することが、利用者利益の確保のために必要であると考えます。	無

	<p>また、日本における5Gの普及状況について総合的に把握し、定性的・定量的に分析することに加え、5G普及促進に向けた事業者の創意工夫を促進するためにも、柔軟な運用が可能な制度設計とする必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>また、改正法に基づく措置はモバイル市場の変革を促すものであること、モバイル市場自体も様々な他の要因により変化し続けていることから、施行後毎年度、これらの措置の効果やモバイル市場に与えた影響などについて総務省において評価・検証を行い、その結果を踏まえ、今般制度整備する内容についても、見直しの必要性について検討することが適当と考えます。</p> <p>なお、通信役務の一定期間の継続利用を条件としない端末代金の割引は、一律に否定されるものではないと考えます。</p>	
<p>2-2-2 通信役務の利用及び端末の購入等を条件として行う利益の提供として、2万円を超えるものを禁止することに賛同。</p>			
53	<p>現在、モバイル市場の競争環境に関する研究会(以下、「モバイル研究会」といいます。)等において検討されている、通信役務の利用及び端末の購入等を条件として行う利益の提供として、「2万円(税抜)を超えるものを禁止」とすることは、公正競争上の観点から賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>通信料金と端末代金の完全分離等を内容とする電気通信事業法改正法の施行に向けた省令等について、モバイル市場の競争環境に関する研究会での議論も踏まえて総務省で作成した案が6月21日の情報通信行政・郵政行政審議会に諮問されており、その内容についての御意見と承知します。</p>	無
<p>2-3 行き過ぎた期間拘束の禁止</p>			
<p>2-3-1 期間拘束による違約金は撤廃が望ましいが、違約金の上限額を1,000円とする案には賛同。ただし、仮に既存の契約に規律が及ばない場合、自動更新を禁止すべき。</p>			
54	<p>期間拘束による違約金は、スイッチングコストを高め、公正かつ自由な競争を阻害することから、本来撤廃することが望ましいと考えます。現在、モバイル研究会等において、違約金の上限額を1000円とする案が検討されていますが、当該案は、同様の観点から非常に意義あるものと考えます。</p> <p>また、制度の実効性をさらに向上させるためには、既に締結されている契約(以下、「既契約」といいます。)においても、同様に期間拘束による違約金を撤廃または上限額を1000円とすべきと考えます。なお、仮に既契約に当該規律が及ばない場合、制度整備の趣旨に反することから、自動更新自体を禁止すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>行き過ぎた期間拘束の禁止等を内容とする電気通信事業法改正法の施行に向けた省令等について、モバイル市場の競争環境に関する研究会での議論も踏まえて総務省で作成した案が6月21日の情報通信行政・郵政行政審議会に諮問されており、その内容についての御意見と承知します。</p> <p>なお、施行前に既に締結されている契約に関しては、一般論としては、事後的な制度変更をもって制度変更前に締結された契約の内容を変更することは困難だと考えますが、制度変更に対応した料金プランに移行することで恩恵が得られるにもかかわらず、そのことを十分認識せずに従来料金プランを使い続ける既存の利用者が多数出ることのないよう、事業者においては、既存の利用者に対して様々な周知手段を用いて料金プランの移行についての周知を徹底することが求められると考えます。</p>	無

2-4 販売代理店の業務の適正性の確保

2-4-1 販売代理店の届出制度の導入、不適切な勧誘行為の禁止等に賛同。

55	これらの取り組みにより、過度の割引・キャッシュバックやこれらに関する不適切な広告表示が是正され、販売代理店による業務の適正性が確保されると考えるため、賛同いたします。 【株式会社オプテージ】	賛同の御意見として承ります。	無
----	--	----------------	---

□第3章 モバイル市場の競争環境の確保の在り方

	意見	考え方(案)	案の修正の有無
3-1 緊急提言を受けた対応			
3-1-1 改正法の趣旨を踏まえ、施行前を含めた事業者への指導の徹底、フォローアップ等を要望。			
56	<p>緊急提言を受け、「通信料金と端末代金の完全分離」等を定める電気通信事業法の一部を改正する法律が本年5月10日に成立し、本改正により、通信料金と端末代金が分離されることとなります。これにより、従来のモバイル市場で行われていた、通信サービスと端末とを括り付ける、過度な端末購入補助による顧客のスイッチング競争や、通信契約の継続を前提とする販売手法による顧客の囲い込み競争が是正され、今後は、通信事業者が通信サービスの魅力を競い合い、端末事業者が端末自体の魅力を競い合いながら、様々なプレイヤーが創意工夫を凝らして、お客様ニーズをとらえた付加価値を提供していくことで、モバイル市場全体が活性化すると期待しています。</p> <p>そうした観点から、NTTグループでは、改正法の趣旨を踏まえ、改正法施行前であっても、自ら判断して必要な措置を講じてきたところですが、今後、モバイル市場全体として、利用者間の不公平を生じさせ、適切なサービス選択を阻害するような営業活動が行われないよう、政府において、利用者保護及び公正競争環境の確保に向け、改正法施行前を含め、モバイル市場を注視し、不適切な営業活動を継続する事業者への指導を徹底する等、必要な措置を講じていただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>	<p>御意見は、通信料金と端末代金の完全分離等を内容とする電気通信事業法改正法の施行に向けた取組に関してのものと思われるところで、総務省では、改正法の施行までの期間においても改正法の趣旨に反した競争により利用者間の不公平を生じさせ、適切なサービス選択が阻害されることのないよう、料金プランや販売手法等の見直しを至急実施するとともに、改正法の趣旨に反する料金プランや販売手法等がある場合には、その整理・縮小を至急進めることなどについて、携帯電話事業者に対して要請したと承知しています。</p> <p>また、総務省では、当該要請において、改正法の施行に向けた準備状況のフォローアップとして事業者の講じた措置及び数値についての報告内容について、一定の加工をした上で公表予定であると承知しています。</p>	無
57	<p>緊急提言を受けた改正電気通信事業法の省令案が6月21日に審議会へ諮問されたところですが、通信役務の継続利用を条件とする利益の提供を禁止するとともに、行き過ぎた期間拘束の是正に関する措置として解約金の額の上限を1,000円とする等しつつも、他事業者が提供する端末買換えサポートプログラム等、拘束力の強い契約条件であっても、既往契約については施行後も有効とされているため、他事業者は、施行後もお客様を囲い込むことが可能となっています。端末買換えサポートプログラムは、機種変更が残債免除の条件とされているため、残債免除後も通信契約を継続することになる可能性が高いと考えます。</p> <p>改正法の趣旨を踏まえると、お客様が新法に適合した料金プラン等へ移行しやすくなる政策的な措置が必要になると考えます。仮に、強制的な移行措置が困難であるにしても、少なくとも、既往契約を多く抱える事業者に対して、新法に適合した料金プラン等への移行状況を研究会等のオープンな場でヒアリングするとともに、要請(総基料第33号)で徴取した移行状況を総務省において公表する等、行政が様々な取り組みを継続的に行うことが必要と考えます。</p> <p>また、改正法施行前に行き過ぎた端末値引きやキャッシュバックにより、改正省令施行日前の提供条</p>		無

	<p>件による2年定期契約や端末買換えサポートプログラムの駆け込み乱売が行われることが想定されます。</p> <p>そのような乱売等が横行した場合、改正法の趣旨に反するだけでなく、事業者が既往契約を多く抱え込み、実質的に改正法の効果が市場に反映されるまでに時間を要することとなり、事業者間の公正競争が促進されないだけでなく、利用者間の不公平感の助長や適切なサービス選択の阻害等、消費者保護の観点からも支障が生じる懸念があります。</p> <p>したがって、総務省においては、要請(総基料第33号)で徴取した事業者の取り組みについて実態調査を進めるとともに、研究会等のオープンな場でヒアリングする等、行政が様々な取り組みを適時適切に行う必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>		
3-1-2 改正法によるモバイル市場への影響等についての評価・検証の結果を踏まえ、適切に見直しを行うべき。			
58	<p>日本において5Gが世界に遅れることなく普及していくためには、ネットワークに対する投資に加え、5G対応の端末をより早く多くの方に利用していただくことが重要です。</p> <p>そのためにも、お示しいただいている「施行後毎年度、措置の効果やモバイル市場に与えた影響などについての評価・検証」「結果を踏まえ、今般制度整備する内容についても、見直しの必要性について検討」「所要の目的を達成したと認められるときは、通信契約の利用者に対して端末を販売する際の端末代金の値引き等の見直しなど、所要の措置を講ずる」等について、適宜適切に実施されることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>5Gの円滑な普及のためにも、利用者が通信料金と端末代金のそれぞれを正確に理解した上で、自らのニーズに沿って通信サービスや端末を選択できるような環境を整備することが、利用者利益の確保のために必要であると考えます。</p> <p>また、改正法に基づく措置はモバイル市場の変革を促すものであること、モバイル市場自体も様々な他の要因により変化し続けていることから、施行後毎年度、これらの措置の効果やモバイル市場に与えた影響などについて総務省において評価・検証を行い、その結果を踏まえ、今般制度整備する内容についても、見直しの必要性について検討することが適当と考えます。</p> <p>なお、通信役務の一定期間の継続利用を条件としない端末代金の割引は、一律に否定されるものではないと考えます。</p>	無
3-2 中古端末の国内流通の促進			
3-2-1 中古端末のSIMロック解除の円滑化に賛同。ただし、SIMロック解除の利用状況等についてフォローアップ等を要望。			
59	<p>中古端末のSIMロック解除が円滑に行われる環境を整備することは、利用者利便の向上に資するものと考えため、賛同いたします。この点、総務省殿においては中古端末のSIMロック解除の利用状況を継続的に調査する等、利用者が自らのニーズに応じて中古端末のSIMロックが解除できているか、ご確認いただくよう要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 オプテージ】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>携帯電話事業者による「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」に沿った対応が徹底されるよう、総務省において、各社の対応のフォローアップや必要に応じた指導等が行われることが適当と考えます。</p>	無
3-2-2 SIMロックは一律廃止すべき。			
60	<p>本答申案でも述べられているとおり、「利用者がニーズに合ったサービスや端末を選択できるようにす</p>	<p>利用者による通信サービスと端末の自由な選択の観点か</p>	無

<p>ること」や「事業者間の公正な競争を促進することにより利用者利益の確保を図ること」といった「基本的な視点」を、基礎的インフラの一つとなったモバイル市場で実現することは、我が国にとって非常に重要な課題です。一方、SIMロックは利用者によるサービスや端末の選択を制限するものであり、また、事業者の乗り換えに係るスイッチングコストを高めることから、上記基本的視点に反するものであり、一律禁止すべきと考えます。</p> <p>また、SIMロック解除の手続きは、端末の割賦代金等を支払わない行為または端末の詐取を目的とした役務契約、その他の不適切な行為を防止することを目的に、新品端末の割賦購入の場合、購入後100日程度経過して初めて可能となっています。しかしながら、こうした端末の持ち逃げは、販売者における一部契約者に対する与信および債権管理回収の問題であり、広範な契約者端末における機能制限を以って、その目的を達しようとするのは手段として不相当です。従って、SIMロック解除は購入後特段の期間を置かず、即時可能とすべきと考えます。</p> <p>なお、弊社はMVNOとして2014年以来SIMロックフリー端末を累計100万台超販売し、うち約2割は当社グループのクレジットカード会社による分割支払にて販売してきましたが、債権回収上の問題は生じておりません。むしろ携帯電話のライフラインとしての特性のためか、一般よりも優良な回収傾向が出ています。</p> <p>また、電気通信事業者による割賦販売における支払滞納は、事業者間における不払者情報交換対象に含まれているため、割賦滞納者は当該情報交換に参加する全MNOおよび主要MVNOと新たな回線契約を締結できません。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>ら、「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」(令和元年5月22日最終改正)では、最低限必要な場合を除いて事業者はSIMロック解除に応じるべきとされ、本年9月からは中古端末についてもその対象となることとされており、総務省において、同指針の適用後の状況を踏まえ、必要に応じ、所要の対応を行うことが適当であると考えます。</p>
--	--

3-3 利用者料金等のモニタリング

3-3-1 利用者料金等のモニタリング体制の整備に賛同。ただし、モニタリング結果の公表が必要。

<p>61 中間答申(案)のようなモニタリング体制を整えることは、モバイル市場の健全な競争環境の維持・向上に資すると考えるため、賛同いたします。なお、電波は有限稀少な国民の財産であること、モバイルサービスは社会生活に欠かせない極めて重要なものであることを踏まえて、モニタリング結果は原則として公開し、利用者を含めた全ての関係者がその内容を確認できることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、利用者料金等のモニタリングは、原則として公開の場で行われることが適当ですが、関係事業者の機微なデータを扱うことも考えられることから、具体的なモニタリング体制や分析手法等については、総務省において検討を進めることが適当であると考えます。</p>	無
---	---	---

3-3-2 利用者料金等に関するデータ提供の求めが事業者にとって過度な負担にならないよう配慮を要望。

<p>62 具体的な検証に必要なデータを事業者に求めることについて、その内容や頻度、提出期限の設定などにおいて、事業者の過度な負担にならないよう、配慮を求めます。</p> <p>今般の電気通信事業法の改正を受け、今後、モバイル市場は大きく変わることが見込まれます。市場が大きく変わる中においても、日本において5Gが世界に遅れることなく普及していくためには、5G端末の普及が不可欠です。</p> <p>中間答申(案)では、2019年改正法の施行を踏まえ、携帯電話事業者の取組や料金その他の提供条</p>	<p>第3部第1章第3節に示したとおり、同第1節及び第2節に掲げた事項のうち必要なものについて、恒常的にモニタリングを行う体制整備等を行うことが適当と考えます。</p> <p>また、市場分析・検証の基礎となるデータ・情報の入手にあたっては、電気通信事業者の協力を得て行うものであり、営業秘密等が含まれる場合があるという観点も踏まえ、適切に</p>	無
--	---	---

	<p>件の状況、各種規律の遵守状況、モバイル市場の状況、利用者の認識、総務省の取組の進捗等を総合的かつ継続的に把握・分析するモニタリング体制を整えることとされているところ、当社といたしましては、海外と国内における 5G 対応端末の普及状況の差を継続的にモニタリングする等、定性的・定量的な分析が重要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	対応を行うことが適当と考えます。	
63	<p>2019年6月7日の電気通信市場検証会議(第12回)資料12-1において、「新たな基本方針の方向性(案)」として「当面の重点事項(案)」に『電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証』を踏まえたモニタリングの実施』及び「制度変更が市場環境に与えた影響の分析」が掲げられました。</p> <p>前者の詳細は未だ明らかになっておりませんが、事業者に対し検証に必要なデータの提供を求める場合は、その内容(経営情報としての秘匿性の高さ、抽出の困難さ等)、依頼から提出までの期限設定等について、事業者の過度な負担にならないよう、ご配慮をお願いいたします。</p> <p>後者については、本包括的検証における検討を踏まえた制度変更が市場環境および事業者間の競争環境に与えた影響の分析を通じて、制度変更の成否及び適切な措置(制度変更の見直し等も含む)が十分に検証・検討されることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【UQ コミュニケーションズ株式会社】</p>	本中間答申(案)に対する直接の御意見ではありませんので参考とさせていただきますが、市場分析・検証の基礎となるデータ・情報の入手にあたっては、電気通信事業者の協力を得て行うものであり、営業秘密等が含まれる場合があるという観点も踏まえ、適切に対応を行うことが適当と考えます。	無
3-4 接続料算定の適正性・透明性の向上			
3-4-1 「将来原価方式」への移行に賛同。			
64	<p>弊社から申し上げていた「将来原価方式の導入」について、迅速に対応いただき感謝申し上げます。将来原価方式で接続料を算定することは、将来を含めた接続料に関してMNOとMVNOで同様の情報を有することができ、公正競争環境の確保に資すると考えるため、賛同いたします。</p> <p>接続料の算定根拠等が審議会へ報告され、また、可能な範囲で公表されることは、接続料の透明性を向上させるものであり、公正競争環境の確保に資すると考えるため、賛同いたします。なお、中間答申(案)の「第4章 事業者間の競争条件に関する事項 1.接続料算定の適正性・透明性の向上 (1)適正性の向上」においては、2020年度に適用される接続料から将来原価方式で算定する方向性が示されております。この点、接続料はモバイル市場におけるMNOとMVNOとの間の競争のベースとなっていることから、将来原価方式で予測される原価・需要等が客観的にみて妥当あるいは合理的なものであるか等について、審議会で検証されることを期待いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、将来原価方式における予測値や算定方法の適正性の検証の在り方については、「接続料の算定に関する研究会」において検討されていると承知しています。</p>	無
3-4-2 「将来原価方式」への移行に賛同。ただし、算定方法の更なる精緻化・適正化等を図るべき。また、「地域単位の無線の利用促進」の観点からも接続料規制の在り方を検討すべき。			
65	<p>接続料算定について、接続料の予見性を高め、低廉化の見通しを示すという観点からは、接続料の算定方式について、従前の「実績原価方式」から「将来原価方式」を採用する方向性について賛同します。</p> <p>一方で、当該方式への移行をもってただちに接続料の適正化・透明化が図られるものではないことか</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、将来原価方式における予測値や算定方法の適正性の検証の在り方については、「接続料の算定に関する研究</p>	無

	<p>ら、「利潤」の他、「原価」や「需要」の算定について、さらなる精緻化ならびに適正化を図るとともに、その根拠を開示することが必須と考えます。</p> <p>また、接続料算定の適性性・透明性向上については、従前はMNOとMVNOの公正競争の確保を目的としてきたところ、今後は地域単位の無線の利用促進、ならびに地域MNOと全国MNOの相互接続（「事業者間接続」に基づくネットワーク提供）を担保するための接続料規制の在り方と併せて検討することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>会」において検討されていると承知しています。</p> <p>また、「地域単位の無線の利用促進」等については、別途検討されることが望ましいと考えます。</p>	
<p>3-4-3 固定通信市場とモバイル市場の構造的な違いを踏まえれば、第一種指定電気通信設備制度と同様の検証・公表措置を第二種指定電気通信設備制度において導入することは適当ではない。</p>			
66	<p>モバイル市場は、代替性の無いボトルネック設備を保有するNTT東・西が支配的地位を占める固定市場とは異なり、複数のMNOによる設備競争やサービス競争が機能しています。その市場環境を踏まえ、固定市場においては第一種指定電気通信設備制度に基づく接続約款の認可制（事業法第33条2項）であり、一方、モバイル市場においては第二種指定電気通信設備に基づく接続約款の届出制（事業法第34条2項）とそれぞれ制度やルールに差分が設けられています。</p> <p>したがって、本中間答申案で示されているような、一種指定制度で行われている算定根拠の審議会での検証や公表と同等の措置を二種指定制度において実施すべきではないと考えます。複数のMNOが設備競争を行っているモバイル市場においては、各MNOの算定根拠を間接的であっても公表すること自体、MNO間の公正な設備競争を歪める懸念があるため不適切と考えます。固定市場とモバイル市場の構造的な違いを踏まえた一種指定制度と二種指定制度の規制背景や趣旨と整合がとれるよう慎重かつ十分に議論すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>MNOとMVNOとの公正競争確保に向けては、接続料の適正性が十分に確保されるようにするため、接続料の水準や算定根拠などその算定プロセスの一層の透明性向上を図ることが重要であると考えます。そのため、総務省において、提出を受けた算定根拠について、審議会への報告を行うとともに、提出した事業者への確認の上、可能な範囲で公表されるようにすることが適当であると考えます。</p>	無
<p>3-4-4 「将来原価方式」の導入に当たりMNOに過度な負担を強いることがないよう配慮すべき。</p>			
67	<p>「接続料に関する予見性の確保及びキャッシュフロー負担等の競争条件の同等性の確保が重要」とのことから、「将来原価方式」の導入によって予見性の向上を図ることを目的として、現在「接続料算定にかかる研究会」において算定の在り方について検討がなされているところですが、モバイル市場は固定市場と異なり、複数の事業者が設備競争しており、技術の進展が早く、経済情勢や消費動向等の影響を大きく受けることから予測値が大きく変動する可能性があります。「将来原価方式」算定に必要な将来のコストや需要を精緻に予測することは困難であり、MNOにおいても必ずしも予見性があると言えないことにも留意が必要です。</p> <p>仮に、モバイルにおいて「将来原価方式」を導入する場合は、実際にかかった費用を回収する現行ルールの考え方を逸脱しないことが前提であり、費用回収の過不足分を調整するための精算や乖離額調整の原則化が必須と考えます。</p> <p>モバイル市場においては、MNOやMVNO含めた公正な競争環境の促進に向けて、これまでも総務省による要請やMNOによる自主的取組みがなされ、MVNO向けのデータ接続料の算定方法や設備</p>	<p>接続料はMVNOの役務提供に係る主要な原価であるにもかかわらず、MVNOにおいて予見性が確保されず適切な原価管理に支障が生じているとの指摘があります。また、接続料の低下局面にあっては、前々年度の原価等の実績値に基づく相対的に高い接続料により暫定的な支払いが行われることになり、MVNOにおいて過大なキャッシュフロー負担が生じているとの指摘もあります。MVNOにおける予見性の確保、キャッシュフロー負担の軽減等を図り、公正な競争環境を確保するため、合理的な予測に基づく「将来原価方式」により算定することが適当であると考えます。</p> <p>将来原価方式の在り方については「接続料の算定に関する研究会」において検討されていると承知しており、ご意見と</p>	無

	開放などの累次のルール整備が図られてきましたが、今回の検討にあたって関係事業者を含めて議論を十分に重ね、固定市場とモバイル市場の違いを踏まえ、過度な負担を強いることがないように十分に配慮頂きたいと考えます。 【KDDI 株式会社】	しては参考とさせていただきます。	
68	MVNO の予見性向上やキャッシュフロー負担軽減の観点では現行の当年度精算や支払猶予制度の適用においても実現可能と考えますが、将来原価方式を導入するのであれば、併せて検討対象となっている接続料算定の早期化の目的である上述の MVNO の予見性向上を一定程度満たすものと考えられます。上記の点並びに将来原価方式の導入に伴い MNO の作業工数やコストが大幅に増大する点にも配慮いただき、接続料算定の早期化について明確な対応期限を設けることについては反対します。 【ソフトバンク株式会社】	接続料算定の時期については、将来原価方式を導入した後における予測値と実績値との乖離の調整を含め、MVNO における予見可能性を十分確保できるものとするのが適当と考えます。 なお、接続料算定の時期については「接続料の算定に関する研究会」において検討されていると承知しており、意見としては参考とさせていただきます。	無
3-5 ネットワーク利用の同等性確保に向けた検証			
3-5-1 ネットワーク利用の同等性確保に向けた検証を行うことに賛同。			
69	中間答申(案)のようなネットワーク利用の同等性確保に向けた検証を行うことは、公正競争環境の確保に資すると考えるため、賛同いたします。なお、確認した結果については、その算出根拠と共に公表いただくよう要望します。 【株式会社オプテージ】	賛同の御意見として承ります。	無
3-5-2 経営情報である料金プランに関する情報を提供することは困難。検証に当たっては、先ずはその目的を明確にした上で、適切な検証方法を慎重に議論することが必要。また、全ての MVNO についても公平に検証すべき。			
70	一般的に、ビジネスにおいては中長期的なビジョンを設定して収益化を図るため、事業の立ち上げ期においては費用が収入を上回ることは当然あり、本検証のように単年度かつ単体事業や単体プランをスポット的に確認することでは正しい評価はできないと考えます。 また、各事業者は各々の戦略のもと料金プランを提供していることを踏まえれば、異なる戦略を背景としたそれぞれの料金プランを同じ基準で評価することは不適切と考えます。 さらに、企業成長の手法として既存事業のアセットを新規事業へ活用することは当然の対応であり、現に様々な企業が自社のアセットを背景に MVNO に参入しています。 本中間答申案においては、事業者から全ての料金プランについて必要なデータ提供を受けて、さらなる検証の在り方について検討するとされていますが、上記のような課題がある中、極めて重要な経営情報である料金プラン毎の情報を提供することは困難です。事業者によって事業単位やプラン単位などの採算管理方法が異なることが想定され、モバイル研究会の中間報告書で示された検証方法に必要な比較可能なデータ自体が存在しない可能性もあります。 仮に検証する場合においても、先ずは検証の目的を明確にし、適切な検証方法(検証対象期間、対象サービスの単位等)を慎重に議論する必要があります。加えて、内部相互補助関係が可能である事業者のモバイルサービスについて、その単体の収支構造が競争環境に影響を与える前提に立ち検証するの	MNO の低廉な料金プランやグループ内の MVNO の料金プランにおいて、費用が利用者料金収入を上回り、内部補助やグループ内補助がなければ赤字になるようなネットワーク関連費の支出が行われると、他の MVNO は、速度等の品質の面で競争上不利な立場に置かれるものと考えます。 モバイル市場における公正競争の確保に向けて、まずは、MNO の低廉な料金プラン及びグループ内の MVNO の料金プランについて、接続料等の総額と営業費相当額との合計が利用者料金収入を上回らないものであるか等について確認を行うことが適当であると考えます。 その上で更なる検証の在り方について検討していくことが適当であると考えます。	無

	であれば、全てのMVNOについても公平に検証すべきと考えます。		
		【KDDI 株式会社】	
3-6 音声卸料金の適正性の確保			
3-6-1 音声卸料金の適正性の確保に賛同。			
71	弊社から申し上げていた「音声卸料金の適正性」について、迅速に対応いただき感謝申し上げます。MVNOにおいても、MNOと同様の音声定額サービスが実現できれば、利用者利便が向上すると考えるため、賛同いたします。	賛同の御意見として承ります。	無
		【株式会社オプテージ】	
3-6-2 音声卸料金は原則としてビジネスペースで決定されるべきであり、各 MNO は音声卸料金の見直しを図るとしていることから、その結果を踏まえて検証の必要性を判断すべき。			
72	<p>MVNOとMNOとの公正競争確保に向けて、MNOが提供する音声卸料金の適正な設定が重要であることは理解しており、各MNOは本ヒアリングの場においても音声卸料金の見直しを図っていくことを主張しています。そもそも、卸取引については民-民の協議に委ねられており、競合・代替関係にある複数のMNOが存在するモバイル市場においては、MVNOに対する卸料金の設定も原則としてビジネスペースで決定されるものとの認識です。</p> <p>本中間答申案では、MNOにより提供される音声卸電気通信役務の料金については、MNOの定額制料金等を含めた全ての利用者料金を加味した実質的な利用者料金をベースとして卸料金を設定する必要がありますと示されています。しかしながら、MVNOと当社ではお客様の利用特性は必ずしも一致するものではないため、当社実績を踏まえた当社の従量制や定額制料金、準定額制料金プランを加味した利用状況にかかるデータをベースに、MVNOへの既存の音声卸料金と単純に比較検証することや、音声卸料金の在り方を議論することは不適切です。単純に「利用者料金」から「料金収入」を算出し、音声卸料金から「費用」を算出し、両者の比較検証を行うことでは、MNO及びMVNOの公平性を担保する結果を導くことは困難であると考えます。</p> <p>上記のように検証方法に課題がある中、サービス戦略に関わる重要な経営情報を提供することは困難です。仮に、音声卸料金の検証が必要な場合においては、まずはどのような検証方法が適切かを関係事業者含めて慎重に議論する必要があると考えます。</p> <p>また、定額制、準定額制についてはMVNOの発着実績によっては当社が他事業者を支払う接続料と逆ザヤとなりうるリスクがあるため、当社の定額制・準定額制プランをそのまま「リテールマイナス」で提供することは当社として許容できず、個々のMVNOの特徴を踏まえた卸料金設定を従量制プランとは別に検討する必要があると考えます。</p>	音声卸料金は設定以降見直しが行われておらず、約10年に渡り見直しが行われていない例もあります。その間、利用者料金については、定額制料金や準定額制料金の設定、料金割引の設定等が増えてきているなど変化が生じています。MNOが利用者に対して音声役務を提供する際の実質的な料金が音声卸料金を下回る場合には、公正な競争が期待できないと考えます。MNOからは見直しの意向が示されているところ、音声卸料金の設定に当たっては、割引や定額によるもの等を含めた実質的な利用者料金との関係において公正な競争を阻害しない水準とする必要があり、そのため、総務省において、実質的な利用者料金と音声卸料金の水準の比較を行う等により、検証を行うことが適当であると考えます。	無
		【KDDI 株式会社】	
73	音声卸料金の低廉化については、研究会のヒアリングにおいて言及した通り、MVNOとの協議に応じ、弊社において検討を進めていく予定であることも踏まえ、まずは事業者間の協議状況を注視いただき、その結果等をもって検証の必要性を判断いただくべきと考えます。		無

	<p>また、卸料金の透明性や適正性については、本来、複数事業者による競争環境にあるモバイルサービス以上に、実質的に NTT 東西殿が独占している光回線の卸売サービスについて、光アクセス設備のボトルネック性も勘案し、より一層透明性や適正性が課題であることは自明であることから、低廉化の要請や妥当性検証については固定領域について最優先で実施いただく必要があるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
3-7 MVNO による多様なサービス提供の実現(セルラーLPWA の提供)			
3-7-1 セルラーLPWA に係るネットワーク開放の実現に向けて議論を行うことに賛同。			
74	<p>弊社から申し上げていた「セルラーLPWA の提供条件」について、迅速に対応いただき感謝申し上げます。セルラーLPWA について、MNO と競争可能な料金で、レイヤ 2 接続や卸提供がなされれば、MVNO による多様なサービスが実現し、IoT の普及促進に貢献できると考えるため、賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	賛同の御意見として承ります。	無
3-7-2 セルラーLPWA サービスの市場は現時点ではまだ黎明期にあることから、設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮が必要。			
75	<p>セルラーLPWA サービスについては、現時点ではまだ市場の黎明期にあることから、今後の議論においては、MNO に過剰な規制が課されることのないよう、取り扱っていただくことを要望します。</p> <p>この点、MVNO ガイドラインのアンバンドル機能等の基本的な考え方においても、「第二種指定電気通信設備には第一種指定電気通信設備のようなボトルネック性が認められないこと、移動通信市場においてはサービス競争が一定程度進展していること等の移動通信分野の特性に鑑み、二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮するほか、アンバンドルに係る仕組みには、事業者間協議による合意形成を尊重し、その促進を図る視点を盛り込む」旨、考慮事項として示されているとおりです。</p> <p>また、セルラーLPWA の特性や需要の立ち上げ段階であることを鑑み、MVNO への提供形態については L2 接続での提供に限定することなく、卸での提供も含めて検討されるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>セルラーLPWA については、MNO と MVNO との間の公正競争が確保され、MNO だけでなく MVNO によっても多様なサービスが低廉な料金で提供されるようになることが重要と考えています。そのためには、MNO から MVNO に対し、セルラーLPWA が適正な料金で提供される必要があると考えています。</p> <p>いただいた御意見については、専門家による検討体制による議論において参考とされるものと考えますが、セルラーLPWA の特性が十分に発揮されるネットワーク開放が、適正な条件の下で早期に実現することが適当と考えます。</p>	無
76	<p>セルラーLPWA については、従来の LTE に比べ無線設備の効率が異なることや、IoT サービスでは回線管理や帯域接続料の考え方が従来のスマートフォンや携帯電話のサービスと異なる等、接続料の在り方等について整理する必要があります。</p> <p>なお、検討にあたっては、MVNO ガイドラインにおいて、「二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮するほか、アンバンドルに係る仕組みには、事業者間協議による合意形成を尊重する」と示されているとおり、設備投資やイノベーションに係るインセンティブを損なうことのないよう十分に配慮頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
3-8 MNO によるネットワーク提供に係るインセンティブ付与			
3-8-1 賛同。			
77	MNO が MVNO との取引に積極的に取り組むインセンティブを与えることは、電波の有効利用に資す	賛同の御意見として承ります。	無

	<p>ることに加えて、モバイル市場の活性化にも寄与するものとするため、賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
78	<p>これまでも特定基地局の開設計画の認定申請において、申請事業者によるMVNOへのネットワーク提供計画が比較審査の対象となっています。より有利な周波数を取得すべく創意工夫によって他者より優れた計画になるよう、申請事業者によってその取り組みが示されてきました。</p> <p>また今後は、提供計画の優劣だけでなく、計画の実現性も評価されることとなり、より実現性の高い計画が示される仕組みが導入されることとなっています。</p> <p>したがって、まずはこうした取り組みの効果を見極めることが先決と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、特定基地局の開設計画の認定に関しては、総務省において、本年4月10日の認定に際し、MVNOにおける特定基地局の利用を促進するための計画を有していることを審査するとともに、その実績を将来の電波の割当において審査の対象とすることとしているところであり、こうした取組を着実に実施することが重要と考えます。</p>	無
3-8-2 電波の利用状況調査における調査項目等については最小限とすべきであり、以下を追加すべき。			
79	<p>電波の利用状況調査における調査項目については、企業にとってセンシティブな経営情報に触れる場合もあることから、調査の目的・効果・必要性を十分検証・検討した上で当該項目は最小限とすべきと考えます。従って、今後においては、上記の点に十分に留意いただくとともに、MNOとの事前調整を密に実施いただきたく、以下下線部を追記すべきと考えます。</p> <p>「電波の利用状況調査においては、その評価・公表を行うに当たり、より一層 MVNO へのネットワーク提供に資するよう、継続的な取組が行われているかの検証等、評価・公表方法・<u>調査項目の必要性</u>について、<u>企業の経営情報に抵触しないよう配慮しながら引き続き検討を進めて行く必要がある。</u>」</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>調査項目については、従前通り、電波の有効利用の程度を評価するために必要なものに限って総務省が定めるものと承知しています。</p> <p>電波の有効利用の程度を評価するためには、個社の経営情報に類する内容が必要となる場合もあることを踏まえ、評価・公表方法等については既に適切な形で行われているものと承知しています。</p> <p>以上を踏まえ、原案のとおりいたします。</p>	無
3-9 第二種指定電気通信設備制度の全国 BWA 事業者への適用			
3-9-1 過度な規制が課されないよう要望。			
80	<p>全国 BWA 事業者の二種指定に係る省令やガイドライン等の検討においては、報告書にも記載されている通り、不要なアンバンドル等の過剰なルール化がなされないよう留意していただくことを強く要望します。</p> <p>なお、省令やガイドライン等の内容に対しては、本年6月21日に公表された「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見募集(電気通信事業法第34条第1項の規定による第二種指定電気通信設備の指定等)」の中で述べさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>「モバイル市場の競争環境に関する研究会」中間報告書の内容も踏まえて、全国 BWA 事業者の二種指定に係る省令等について本年6月21日に情報通信行政・郵政行政審議会に諮問が行われており、その内容についての御意見と承知します。</p>	無
81	<p>これまで、新たな事業者を第二種指定電気通信設備(を設置する)事業者として指定する際は、事業者間の接続交渉の優位性の有無について検証するとともに、指定基準となる特定移動端末設備のシェアの閾値についても併せて検討されてきたと認識しています。</p> <p>今回の BWA 事業者に対する第二種指定電気通信設備の指定の検討にあたっては、指定基準の見直しについて一切の議論がなされないまま、従来の電話サービスを念頭に決められた基準を適用することとなっています。</p>	<p>特別委員会及びモバイル市場の競争環境に関する研究会においては、全国 BWA 事業者が設置する設備を二種指定設備として指定することの要否について、制度の趣旨を確認し、これまでの情報通信審議会における考え方に照らして検討を行いました。その結果、全国 BWA 事業者は、端末設備シェアが一定割合を超えた場合には、それが携帯電話事業者によ</p>	無

	<p>今般の BWA 事業者を第二種指定電気通信設備(を設置する)事業者として指定する際の指定基準を超過した背景は、当社のキャリアアグリゲーション端末において卸取引を通じて BWA 事業者の周波数を利用しているためと理解していますが、接続交渉の優位性を測る観点からは当該端末における MVNO との交渉上の優位性は当社のみが存在しており、本来は BWA 事業者も併せて二種指定制度における特定移動端末設備数として当社及び UQ コミュニケーションズの BWA を合わせて 2 カウントとするべきではないと考えます。</p> <p>現在、全国 BWA 事業者の二種指定制度化にかかる関係省令の改正案について諮問されているところですが、総務省においては市場の実態を踏まえて過度な規制を課すことのないよう運用をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI 株式会社及び UQ コミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>る電波利用の連携の結果であるときであっても、「交渉上の優位性」を有していると認められることから、当該事業者の設備を指定するべきとの判断を取りまとめたものです。なお、指定基準について、検討において委員及び構成員から見直しを必要とする旨の意見はなく、電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 2 第 2 項に規定するとおり、10% を適用することが適当と考えます。</p> <p>また、各電気通信事業者における特定移動端末設備のシェアについては、各電気通信事業者の設置する設備に接続される特定移動端末設備の数をカウントすることとされているところ、キャリアアグリゲーションの場合も、携帯電話事業者の設置する設備に接続される特定移動端末設備の数は 1 であり、全国 BWA 事業者の設置する設備に接続される特定移動端末設備の数は 1 であることから、両者について、それぞれ 1 とカウントすることは適当と考えます。</p>	
3-10 将来的な課題についての検討			
3-10-1 5G の進展や eSIM の普及等を見据え、将来的な課題を想定して検討を行うことに賛同。			
82	<p>5G の進展や eSIM の普及等を見据えたときには、今後 MVNO の役割がさらに拡大すると期待されることから、現時点において予め将来的な課題を想定して検討を行うことに賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	賛同の御意見として承ります。	無
3-10-2 NTT 東西がローカル 5G に参入した場合の競争環境への影響を懸念。下線部の追記を要望。			
83	<p>地域ニーズや個別ニーズに応じて様々な主体が利用可能な第 5 世代移動通信システム(以下、「ローカル 5G」)については、全国キャリア向け 5G 帯域を使用する電気通信事業者に限り当面の間免許取得不可とされているところ、本年 5 月 17 日の日本経済新聞の報道※によれば、NTT 東西殿がローカル 5G への参入意向を示すとともに、株式会社 NTT ドコモ殿(以下「NTT ドコモ殿」)との連携を示唆しています。</p> <p>そもそも第一種指定電気通信設備を設置する事業者であり地域電気通信市場において強大な顧客基盤を有する NTT 東西殿のローカル 5G への参入自体もさることながら、事業法第 30 条に規定する禁止行為の適用を受ける電気通信事業者(以下、「禁止行為対象事業者」)である NTT ドコモ殿との連携といった禁止行為対象事業者同士の連携は、公正競争確保の観点で強い懸念があります。</p> <p>本件については、本年 6 月 17 日に公表された「新世代モバイル通信システム委員会 報告(案)」に対する意見の募集ー地域ニーズや個別ニーズに応じて様々な主体が利用可能な第 5 世代移動通信システム(ローカル 5G)の技術的条件等ー別紙」によれば、P.6・No.22 において、KDDI 株式会社殿が同趣旨(ローカル 5G への NTT 東西殿の参入にあたり公正競争上の問題が生じる懸念あり)で意見を提出してお</p>	御指摘の諸課題については、想定されるローカル 5G の利用シーン等も踏まえつつ、公正な競争環境の確保等の観点から必要に応じ検討されることが望ましいと考えることから、原案のとおりといたします。	無

	<p>り、当該意見に対する考え方として「市場競争環境に関するご意見については、総務省における今後の検討の際に参考とすることが適当」との記載があることから、当該考え方を踏まえ、以下下線部を追記すべきと考えます。</p> <p>「【5Gの進展に伴う課題例】 (略) ③地域ニーズや個別ニーズに応じて様々な主体が利用可能な第5世代移動通信システム(ローカル5G)に関する公正競争環境確保 ・<u>第一種指定電気通信設備を設置する事業者のローカル5Gへの参入是非</u> ・<u>事業法第30条に規定する禁止行為の適用を受ける電気通信事業者との連携是非</u>」 ※https://www.nikkei.com/article/DGXMZO44638400Q9A510C1X13000/ 【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>3-10-3 MVNOの事業環境の整備に向け、以下の課題について検討を要望。</p>			
84	<p>一般社団法人テレコムサービス協会 MVNO 委員会が 2030 年に向けて取り組むべき課題として「MVNOの事業環境の整備に関する新政策提言※」をまとめています。引き続き、モバイル研究会においては、それらの課題の解決に向けた議論がなされ、制度的な対応等、早期に課題解決に向けた方向性が示されることを要望します。</p> <p>※参考: MVNO 委員会「MVNOの事業環境の整備に関する新政策提言」(2018年10月18日) 提言骨子 ① 接続料算定の見直し・卸料金の検証 ② MNOにおけるグループ内優遇の排除 ③ スイッチングコストの一層の低廉化 ④ MVNOサービスの生活インフラ化対応 ⑤ これまで措置された事項の継続的な検証 ⑥ eSIMによる革新的サービスの実現 ⑦ セルラーLPWAを活用したIoT社会の実現 ⑧ 5G時代のMVNOに必要な制度設計</p> <p>【株式会社オプテージ】</p>	<p>御意見も踏まえながら、引き続き、MVNOを含めた事業者間の公正な競争条件を確保する観点から、検討を行っていくことが適当と考えます。</p>	無
<p>3-10-4 5Gの普及に向けた新たな制度の検討・運用にあたっては、イノベーションに係るインセンティブを損なう過度な規制を課すことがないよう配慮が必要。</p>			
85	<p>5Gにおいて新たな制度整理が必要となる場合は、これまでどおり審議会・研究会を通じてオープンな議論を重ね、適切なルール整備が検討されるものと理解しています。新たな制度の検討・運用にあたっては、今後もMNO、MVNOも含めたモバイル市場における設備競争及びサービス競争の機能の担保を目指し、MNOの設備投資やイノベーションに係るインセンティブを損なうような過度な規制を課すことがないよう、十分な配慮が必要と考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>いただいた御意見については、参考とさせていただきます。</p>	無

3-10-5 番号ポータビリティ制度の実効性を向上するための制度整備を要望。			
86	<p>平成 18 年以降実施されている携帯電話事業者間の番号ポータビリティ(以下、「MNP」といいます。)は、事業者間の公正かつ自由な競争を促進、利用者利益の向上に寄与しています。</p> <p>現在、利用者は MNP にあたり、以下の手続きを行う必要があり、事業者切り替えの障害となっています。制度の実効性をさらに向上させるため、以下のとおり制度整備すべきと考えます。</p> <p>【現状必要な手続き】</p> <p>①予約番号発行の Web 受付 ②手数料 2,000 円～6,000 円の支払い ③移転元・移転先双方での手続</p> <p>【変更案】</p> <p>①Web 受付の簡易化、24 時間化 ②MNP 手数料撤廃 ③移転先のみでの手続</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>ウェブによる MNP 手続の実施状況等について、総務省において引き続き注視することが適当であると考えます。</p>	無
3-10-6 その他			
87	<p>九州の電気通信企業、BBIQ の 5 年約束手タイプを契約して 1 年以内に解約をしてしまうと 30,000 円もの違約金が取られてしまいます。他の業者への乗り換えを阻害していると思います。携帯電話の違約金と同様に、是正指導をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>乗換費用の低減を要望される御意見として承ります。</p> <p>総務省において、引き続き、そうした観点も踏まえ、電気通信分野の競争促進等に取り組んでいくことが適当と考えます。</p>	無
88	<p>通信料と移動機のセット販売は、好ましくはないが、国内 3 主要メーカーに絞られてしまっただけでは遅すぎた。移動機価格が 10 万円と高額になってから、インセンティブなしで販売することは、いわゆるキャリアショップはやっていけない。</p> <p>また、通信料を MNO に下げさせすぎると、MVNO はこれ以上の値下げ競争にされ、やっていけない。今回の総務省のやり方は、新たな事業者の参入をしやすくしたと、誤解を与える。PHS の時から、やってきた売り方で、今日の普及や技術の進化があったわけでその点は、忘れてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縛りの違約金は禁止。 ・不払い情報の共有も廃止 ・割賦あっせん販売の禁止 ・通信料と移動機それぞれのインセンティブは明確に分ける ・全て SIM フリー但し、盗難紛失のロックを除き禁止 ・中古のリファビッシュができる認定事業許可 <p>これだけすれば、MNO でも十分流動化はおきる。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>いただいた御意見については、参考とさせていただきます。</p>	無

□第4章 消費者保護ルールの在り方

	意見	考え方(案)	案の修正の有無
4-1 携帯電話の料金プランの理解促進のための取組			
4-1-1 総額表示は利用者に誤認を与える可能性があること等に留意が必要。			
89	<p>本取組みでは、「拘束期間全体において利用者が支払う通信料金と端末代金の総額の目安をあわせて示すこと」が求められていると理解しています。</p> <p>他方、来店時や Web サイトでの料金シミュレーション時は、必ずしも新規や契約更新などの契約期間が開始するタイミングではない、機種変更や料金プラン見直しを契機とすることも多いことが想定され、各社の取組み内容に差分が生じた場合などは、却ってお客さまに誤認を与える可能性にも留意すべきと考えます。</p> <p>お客さまにとって確認がしやすく、誤認を与えないことを目的として、過度にならない程度での基準を示していただいた上で、事業者が対応することが重要と考えます。</p> <p>その上で、事業者のシステム改修が必要となることから、総額表示の実現に向けた準備を行う経過措置等の対応をお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>支払総額の目安の表示については、利用者が拘束期間全体にわたる負担額を正確に理解し、利用者が自らのニーズに応じたサービスを選択できるよう、拘束期間全体において利用者が支払う通信料金と端末代金の総額の目安を示すことを求める「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の改定に係る意見募集が行われていると承知しています。(2019年7月6日から同年8月5日まで)</p> <p>本改定を踏まえ、利用者が料金プランを選択する際及び契約を締結する際の参考となるよう、事業者において、利用者にとって確認がしやすい工夫を行うことが適当と考えます。</p> <p>なお、支払総額の目安の表示の実現については、消費者保護の観点から、特段の事情がない限り、早急に対応いただくことが適切であると考えます。</p>	無
90	<p>契約期間全体の支払額の表示については、現状、既に交付書面上にグラフで図示するなど、一定の取組みを実施しているところ、今回報告書に記載された総額表示については、従量料金が表示額に含まれないこと、端末代金やコンテンツ料金などの反映が困難であること等から、あくまで参考情報の扱いとなり、取組み内容によっては、却って利用者に誤認を与える可能性もある点に留意すべきと考えます。</p> <p>従って、「契約期間内全体での総額表示」については、お客様の理解を促す取組みとして否定はしないものの、画一的な対応や過度な対応を求めるようなことがないよう、配慮いただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
4-1-2 その他			
91	<p>当社では、他社に先駆けて 2017 年 7 月より、お客さまの利用実態に応じた低廉な料金をお支払い頂く料金体系であり、かつ、通信料金からの端末代金に対する割引を伴わない「au ピタットプラン・au フラットプラン」(以下、「当社分離プラン」という)を提供開始し、これを主力商材として販売しております。</p> <p>当社分離プランは、既に当社スマートフォン(個人向け)を利用されているお客さまの 3 分の 2 以上に当たる 1,400 万人以上の方にご選択頂いております。</p> <p>さらに、最大 4 割引で“ずーっと”おトクな「新 au ピタットプラン」や、毎月 7GB までのデータ容量に加えて、対象の SNS がデータ容量を気にせずご利用いただける「au フラットプラン 7 プラス」など、利用実態に合わせて選べる新料金プランを 6 月 1 日より提供開始しております。</p>	<p>いただいた御意見については、参考とさせていただきます。</p> <p>利用者が利用実態に応じた料金プランを選択できるよう、携帯電話事業者においては、利用者へ届く情報伝達手段により、能動的な料金プランの見直しの案内を行うことが適当であると考えます。</p>	無

	<p>当社分離プランは、さまざまな場面において、既存のプランと比較しながら、お客さまへの提案を行っております。今後も引き続き、「Web」での料金シミュレーションに加え、「ご利用料金の請求お知らせメール」、「お客さまセンターにおける料金プラン見直し窓口」、「au ショップでのご相談」等のタッチポイントを通じて、料金プランの切り替えについて周知を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
4-2 携帯電話ショップでの手続時間等の長さへの対応			
4-2-1 賛同。			
92	<p>一部の店舗、時間帯等によっては、店舗における滞在時間が長時間となるケースが存在し、お客様の負担となっています。このようなお客様負担を軽減すべく、待ち時間を軽減するだけでなく、店舗業務全般の効率化を図り、お客様満足度の向上を図ることが重要と考えます。</p> <p>そのための施策として、弊社としては、来店予約の拡充による待ち時間の解消のほか、シンプルな料金プランの提供、AI や RPA を活用した店舗運用のセルフ化等を展開し、より一層お客様負担の軽減に寄与していく方針です。</p> <p>なお、お客様負担の軽減を目指す一方で、電気通信事業者として、安全な通信環境の整備、それに伴う社会的責任を全うすべく、MNO(新規参入 MNO も含む)はもとより、電気通信事業者全体として、犯罪利用の防止等、社会的に影響の大きい事案への対応については、引き続き、適切に実施されることが必要不可欠であると考えます。一例として、契約時の本人確認(音声契約並びにデータ契約)においては、業界自主ルールも含め、既存 MNO にて厳格な対応を行っていることから、業界全体として引き続き適切な対応がなされるよう行政からも後押しをしていただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、法令に基づく義務の履行は、従前どおり必須であると考えます。</p>	無
4-2-2 利用者利便向上のため、オンライン本人確認のための制度整備を要望。			
93	<p>本答申案にあるとおり、「Society 5.0 の実現に向けて、サイバー空間と実空間の一体化が加速的に進展し、実空間での様々な活動がサイバー空間に置き換わる中、その有効性を担保するための基盤として、ネット利用者の本人確認やデータの改ざん防止等の仕組みであるトラストサービスが必要」です。モバイルサービスの契約においては、オンラインでの本人確認ができておらず、対面での確認が必要となっています。</p> <p>従って、オンライン本人確認が可能となるべく制度整備することで、「携帯ショップでの手続時間等の長さへの対応」なども含め、利用者利便を向上させるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>ご指摘の「オンラインでの本人確認ができておらず」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則」第3条第1項第1号ハないしへに規定する方法により非対面での本人確認を実施することは現行法上も可能であると承知しています。その他いただいた御意見については、今後の施策に関する参考として承ります。</p>	無
4-3 広告表示の適正化に向けた対応			
4-3-1 広告内容についての規制は必要最小限であるべき。			
94	<p>広告物の事前チェックとして、弊社が許可する様式のみ弊社ショップにて掲示するような仕組みを引き続き実施しており、一定の効果をえています。</p> <p>また、広告物の事後チェックとしても同様に、定期的な監査や違反報告フォームの設置など自主的な</p>	<p>いただいた御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>表現行為である広告の内容についての規制は、必要最小</p>	無

	<p>取り組みも行っております。</p> <p>総務省殿からのご意見にもありますとおり、広告の内容についての規制は必要最低限であることが望まれるということもあり、広告物について営利的表現の自由の範囲においては、事業者の自主的な取組みに委ねられるべきと考えることから、一部の主観的な意見をもって、過剰な規制が課されることの無いよう、留意いただくことを改めて要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>限であることが望ましく、電気通信事業者等の関係者において、景品表示法上問題となるおそれのある広告など不適切な広告が掲示されないよう、自主的な取組を強化することが望ましいと考えます。</p> <p>各携帯電話事業者や電気通信サービス向上推進協議会において広告表示の適正化に向けた新たな自主的な取組を行う予定であることから、それらの取組の着実な実施が期待されることとあり、その実施状況等について注視していくことが適当であると考えます。</p>	
4-4 青少年フィルタリング利用の促進			
4-4-1 フィルタリングサービスの提供について OS 事業者、コンテンツ事業者、教育現場、家庭等の幅広い関係者との連携が必要となることを踏まえた政策検討が必要。			
95	<p>スマートフォンの普及により、青少年のネット利用を巡る問題も複雑化していることから、これら問題解消に当たっては、フィルタリングの促進はもちろんのこと、より一層、リテラシー向上、モラル啓発の取組みを推進していくことが重要と考えます。また、事業者が提供するフィルタリングサービスに関しても、多様化するニーズや店頭手続き時間の長時間化への対応を考慮し、OS 機能の活用など、幅広い選択肢が用意され、保護者および利用者のニーズに応えられる環境整備が推進されるべきと考えます。今後、フィルタリングサービスの提供に際しては、OS 事業者やコンテンツプロバイダ等との協調が、また、啓発の推進に際しては、保護者は勿論のこと、教育現場との連携など、幅広い関係者との協力関係の構築が益々必要となってくることを踏まえ、関係するステークホルダー間の連携をより一層強化し、政策検討に当たっても特定のステークホルダーの対策に偏ることのないよう、バランスの良い取組みが志向されるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>いただいた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	無
4-5 2030年を見据えた消費者保護の在り方			
4-5-1 将来の IoT サービスについて一律的な消費者保護ルールの適用は避けるべき。			
96	<p>IoT 時代の本格的な到来により、今後、多様なプレイヤーが多様な販売現場で IoT 商材を取り扱うことが想定されます。その中には、「通信契約」を意識せず、「物販」に近い形でお客さまへ商品やサービスを提供する事例も十分に考えられることから、それら商品等の販売時においては、説明義務や書面交付義務等、現行の消費者保護ルールに準じることが必ずしも適当でないケースや困難となるケースが生じるものと想定しています。</p> <p>今後サービスが更に複雑化・多様化していく中で、消費者保護の重要性は一段と増すものと考えますが、商品やサービスの性質を考慮せず、一律的なルール適用を行った場合、却って、利用者の利便性向上やサービス革新が阻害される可能性があることにも十分配慮いただき、2030 年を見据えた消費者保護の在り方を整理いただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>いただいた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	無

□第5章 ネットワーク中立性の在り方

	意見	考え方(案)	案の修正の有無
5-1 総論			
5-1-1 インターネットの位置付け及びインターネットの利用に関する利用者の権利に関する記載内容に賛同。			
97	<p>第2部 第5章 第1節 1.における記述、「誰もがその上で自由に活動できる共通基盤として『オープン性』が確保されてきたこと」、及び、「今後もインターネットのオープン性を維持するためにはネットワーク中立性の確保が、非常に重要な意味を持つ。」との内容に賛同します。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター】</p>	賛同の御意見として承ります。	無
98	<p>インターネットの位置付けとして、「高度かつ低廉な通信手段の提供」、「自由かつ多様な表現の場の提供」、「イノベーションの場の提供」といった役割を今後も担うため、記載内容に賛同します。</p> <p>(「インターネットの利用に関する利用者の権利」として明確に位置付けたことについて、)サービス提供事業者も含んだ「利用者」を主語とすることで、インターネットを構成する主体(コンテンツ事業者、プラットフォーム事業者、電気通信事業者、消費者等)が明確になり、今後バランスの取れた議論が可能となるため、賛同します。</p> <p style="text-align: center;">【中部テレコミュニケーション株式会社】</p>	賛同の御意見として承ります。	無
5-1-2 ネットワーク中立性の確保に当たり、まずはステークホルダによる取組みに委ねる共同規制的なアプローチに賛同。ただし、海外 OTT 事業者の影響により取組みに支障が生じる場合は政府の積極的な関与が必要。			
99	<p>近年、映像サービスやオンラインゲームの利用拡大等に伴いインターネットトラフィックが急増する中、NTTグループでは、設備増強や技術革新によるネットワークの大容量化等、様々な取組みを実施し、安定的なサービス提供に努めてきたところです。</p> <p>今後も、コンテンツのリッチ化等に伴うトラフィックの更なる増加が見込まれる中、多くの利用者にインターネットを快適にご利用いただくためには、通信事業者だけでなく、プラットフォーム、コンテンツプロバイダ、消費者等、全てのステークホルダーが協調し、インターネット利用品質の向上に取り組んでいく必要があると考えます。</p> <p>まず、消費者サイドに立てば、サービス選択に必要な品質等に係る情報が開示され、そうした情報に基づいたサービスの選択可能性が確保されていることが必要になると考えます。</p> <p>その際、通信事業者サイドには、ネットワークの混雑状況や利用者ニーズ等に応じ、インターネット利用品質の確保等に向け、様々な創意工夫を柔軟かつ機動的に行えるようにすることが望まれます。通信事業者が創意工夫しながら、設備増強や技術革新に取り組んでいくにあたっては、その投資インセンティブが持続的に確保、増進されていくようにすることが重要になると考えます。</p> <p>こうした観点から、ネットワーク中立性に係るルールを検討するにあたっては、一律のルールを設定す</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、いただいた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>るのではなく、まずはステークホルダー間の協調による様々な取組みに委ねるとする、中間答申(案)の共同規制的なアプローチは適切であると考えます。</p> <p>しかしながら、海外の OTT プレイヤー等の市場支配力が相対的に強まっていることを踏まえると、そうした協調が困難となる場合があると考えられます。そのような場合には、政府において、ステークホルダー間の調整に積極的に関与いただくことで、インターネット利用品質の向上、さらに、それによる新たな価値創造が進むような環境づくりを後押しいただきたいと思います。</p> <p>【日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】</p>		
5-2 帯域制御に関するルール			
5-2-1 賛同。			
100	<p>モバイル通信におけるコンテンツの不可逆圧縮等について、利用者への情報提供や、利用者が自ら選べる仕組みに関するルールが整備されることは、利用者の利便性確保に資すると考えるため賛同します。</p> <p>【株式会社オプテージ】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	無
101	<p>利用者間の公平性やコンテンツ・アプリケーション事業者間の公平性を確保しつつ、ネットワークの安定運営を維持するためにもネットワークの管理上必要な措置は認めるべきと考えるため、現行の帯域制御ガイドラインを見直すことについて賛同します。</p> <p>【中部テレコミュニケーション株式会社】</p>		
5-2-2 賛同。ただし、利用者の QoE を確保するために実施する制御について、移動通信事業者のみならず固定通信事業者も可能とすべき。			
102	<p>これまで、帯域制御は「通信の秘密」に抵触するおそれがあるとされ、「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」にて、P2P ソフトや特定ヘビーユーザーに対する制御が限定的に認められてきました。映像視聴などで多くの一般利用者が大容量の通信を行なうようになっている現在、一般的な利用者も対象とした「合理的なトラフィック制御」の在り方を検討し、ガイドラインでルールを定めていくことは、通信事業者がネットワークの安定運用を行う上で非常に大きな意味を持つと考えております。</p> <p>また、「合理的なトラフィック制御」の検討例として「公平制御」や OS アップデート等への制御が挙げられたことにより、一部のヘビーユーザーが帯域を占有することで一般の利用者が理由も判らないままに回線速度が低下するような状況を改善できるのであれば、利用者全体の利便を向上させる取り組みにつながるものと評価しています。</p> <p>ただし、OS アップデート等利用者の QoE を確保するための制御については、移動通信事業者のモバイル通信を想定した例示に留まっております。</p> <p>「ネットワーク中立性に関する研究会 中間報告書(案)」への意見募集においては、複数の事業者から「固定通信についても、同様の制御を可能とすべき」との意見提出があり、その旨が中立性中間報告書 P.27 脚注 32 に記載されておりましたが、今回の中間答申(案)においては、当該脚注の記載は削除され固定通信については、対象外となったとの印象を与えます。</p> <p>これまでの議論において、本件について特段の議論はなされていないと認識しておりますので、中立</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>ご指摘の固定通信事業者の扱いにつきましては、今後の帯域制御ガイドラインの改定にあたり、基本原則等を踏まえて検討されることが適当と考えます。なお、注釈 58 に記載のとおり、本中間答申(案)は、ネットワークビジョンを巡る個別の政策課題に関し、ネットワーク中立性に関する研究会を含む各研究会等の中間報告書の概要をまとめたものですので、原案のとおりといたします。</p>	無

	<p>性研究会における議論の経緯を明らかにする意味でも記載を残していただきたいと考えます。</p> <p>なお、当社としては「利用者の QoE を確保するために実施する制御(ストリーミングのバーストラフィックを制限、OS アップデート等について速度を制限等)」について、移動通信事業者に限らず固定通信事業者についても同様の制御が可能となるよう、引き続き検討されることを要望致します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ジュピターテレコム】</p>		
<p>5-2-3 賛同。ただし、利用者間の公平性を担保するため、電気通信事業者間の連携の必要性も含めて整理すべき。また、「上限データ通信量に達した後の通信速度制限のあるべき水準」については、事業者の競争要素でもあるため、帯域制御に関する事項として検討することは適当ではない。</p>			
103	<p>柔軟なネットワーク管理が可能となるよう、検討を進めるべきと考えます。なお、利用者間の公平性を担保するためには、当該電気通信事業者のお客さまだけでなく、その御先の電気通信事業者のお客さまも含めてネットワークを管理することが必要であり、検討にあたっては電気通信事業者間の連携の必要性も含めて整理すべきと考えます。</p> <p>「上限データ通信量に達した後の通信速度制限のあるべき水準」については、利用者に対する事前周知等の観点でルール明確化の検討の必要性を指摘しているものと認識しております。上限データ通信量に達した後の通信速度制限による通信速度は、基本的に欧州においても自由に設定されているものであるうえ、設定値等(定額制料金額、上限データ通信量、上限データ通信量に達した後の通信速度制限による通信速度)はサービス仕様そのものであり、競争要素の1つでもあるため、「上限データ通信量に達した後の通信速度制限のあるべき水準」自体について、帯域制御に関する事項として取り扱うことは適当ではないと考えます。</p> <p>なお、利用者に対する事前周知等についてルールの明確化を検討することは適当であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、ご指摘の点については、総務省において、今後の帯域制御ガイドラインの改訂の検討にあたり、参考とすることが適当と考えます。</p>	無
<p>5-2-4 賛同。ただし、新たな帯域制御を導入する際の、既存の利用者に対する事後的な周知について、ルール化を検討すべき。</p>			
104	<p>本答申案のとおり、柔軟なネットワーク管理が可能となるよう、現行の帯域制御ガイドラインを改定すべきと考えます。</p> <p>またインターネットを取り巻く環境の流動性の高さや予見可能性の低さ、また利用者間の公平性の観点から、既利用者を含めた新たなネットワーク管理を導入する際における、事後的な周知のルール化についても検討されるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、本中間答申(案)において、「帯域制御の具体的な運用方針や実施状況等に関し利用者や他の事業者に対して周知すべき内容を充実・明確化することが必要」と記載しており、ご指摘の点についても、今後の検討の参考にさせていただきます。</p>	無
<p>5-3 優先制御に関するルール</p>			
<p>5-3-1 賛同。</p>			
105	<p>放送の常時ネット同時配信など、ネットワークに相当負担がかかりうる通信に対して優先制御すること等も想定されるため、中間答申(案)のとおり、優先制御時におけるネットワークコストの分担など、適切なルールの在り方が検討されることに賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	無

5-3-2 優先制御に関するルールにより市場の成長やイノベーションが妨げられないよう配慮すべき。			
106	<p>優先制御に関するルールの検討について賛同いたします。</p> <p>今後、マルチステークホルダーによる議論の場にて合意形成を進め策定されるルールについては、市場の成長を妨げることがないように配慮すべきと考えます。</p> <p>総務省におかれまして、レイヤー間・事業者間の立場が公平となるよう調整いただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【中部テレコミュニケーション株式会社】</p>	<p>優先制御の在り方については、ユースケースの登場を踏まえて、今後関係者間において検討を進めることとしており、ご指摘の点については、その際の参考とすることが適当と考えます。</p>	無
107	<p>個々のサービスにおける優先制御の必要性については合理的説明が求められる一方、(スライシングなど)技術やサービスの進展に伴い、従来の公平・公正性の確保と全く同一の考えを適用することについては限界が生じる可能性もあり得ることから、優先制御については、今後のサービスイノベーションを阻害することのないよう、5G 時代に相応しい新たなルールの在り方を検討していくべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		無
5-4 ゼロレーティングやスポンサーデータに関するルール			
5-4-1 賛同。ただし、サービスの発展・イノベーションが妨げられないよう配慮が必要。			
108	<p>総務省におかれまして、「ゼロレーティングの提供に関する電気通信事業法の規律の適用についての解釈指針」を取りまとめられることは、今後の新たなサービス導入が行いやすくなり、公正な競争促進および消費者の利益につながると考えるため、賛同します。</p> <p>一方で、萌芽的なサービスであり、今後のサービスの発展・イノベーションを妨げないよう配慮が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【中部テレコミュニケーション株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>今後総務省において、関係者の参画を得て解釈指針を取りまとめることとしており、ご指摘の点については、その際の参考とすることが適当と考えます。</p>	無
5-4-2 賛同。ただし、ゼロレーティングやスポンサーデータの提供における「市場支配力を有するコンテンツ事業者・電気通信事業者」について、定義の明確化が必要。			
109	<p>通信市場全体で MNO の市場支配力が強くなっている中、ゼロレーティングなどを通じて、MNO と大手 OTT の双方の強大な市場支配力が結びつくおそれがあります。このようなことが常態化すると、通信市場及び OTT 市場における他の事業者が淘汰、あるいは新規参入障壁が高くなる等の市場競争の停滞が予想され、中長期的には利用者利便が大きく損なわれかねないことに留意が必要と考えます。</p> <p>この点、中間答申(案)は、レイヤ内・レイヤ間の競争に与える影響などを考慮した取組みとなっており、競争環境の確保に資すると思えますので賛同します。</p> <p>なお、「市場支配力を有する電気通信事業者」や「市場支配力を有するコンテンツ事業者」については、その定義を明確化にするとともに、今後解釈指針が運用される中で、競争確保の観点等で問題が生じた場合は適切に見直しされる必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>今後総務省において、関係者の参画を得て解釈指針を取りまとめるにあたり、「市場支配力を有する事業者」の定義についても整理することが適当と考えます。</p>	無
5-4-3 仮に電気通信事業者に対して新たな制約を課せば、新産業の創出等が阻害されることから、現行の電気通信事業法の範囲においてゼロレーティングやスポンサーデータの提供可否の判断基準を明確にすべき。その際は、明らかに違法となるケースを例示するに留めるべき。			

110	<p>今後、ゼロレーティングやスポンサーデータなど、電気通信事業者が柔軟なビジネスモデルで独自のサービスを提供することを通じて、多様な業種における新たな需要を刺激、創出し、産業の発展や消費者の利益に寄与することが重要になります。</p> <p>現行の電気通信事業法の規律以上の制約を新たに電気通信事業者に課した場合、これらの多様な業種による産業の発展や消費者利益への寄与の妨げにつながる懸念があります。そのため、電気通信事業者に対して新たな制約を課すのではなく、不当な差別的取り扱いを禁止する一般原則等、現行の電気通信事業法の範囲において提供可否の判断基準を明確にすべきです。</p> <p>なお、事例の記載がないために提供不可と判断せざるをえないような解釈指針となる場合には、サービス提供上の委縮効果となってしまうため、解釈指針による判断基準の明確化にあたっては、明らかに違法となるケースの例示に留める等の配慮が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>ゼロレーティング等については、今後関係者の参画を得て、総務省において解釈指針を取りまとめ・運用することとしており、ご指摘の点については今後の検討において参考とすることが適当と考えます。</p>	無
<p>5-4-4 コンテンツ・プラットフォームレイヤーの競争環境確保の観点からは、市場支配力を有するコンテンツ事業者のコンテンツはゼロレーティングの対象とすべきではない。</p>			
111	<p>「ゼロレーティングの提供に関する電気通信事業法の規律の適用についての解釈指針」として取りまとめるにあたり、市場支配力を有するコンテンツ事業者（プラットフォーム事業者である場合もある）が、幅広い電気通信事業者においてゼロレーティングの対象となることは、コンテンツ・プラットフォームレイヤーにおける競争確保の観点から不適切と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>ゼロレーティング等については、今後関係者の参画を得て、総務省において解釈指針を取りまとめ・運用することとしており、ご指摘の点については今後の検討において参考とすることが適当と考えます。</p>	無
<p>5-5 ネットワークへの持続的投資を確保するための仕組み</p>			
<p>5-5-1 総務省によるトラフィックの実態の収集・把握に賛同。ただし、宅内での WiFi 利用を含めたデータオフロードについても対象とすべき。</p>			
112	<p>一般に映像視聴等の高まりから、データトラフィックの量は前年比数十パーセントの割合での増加が続いており、サービスの品質を維持・向上させるための持続的な投資が必要不可欠となっていることは本答申(案)でも言及されているところです。</p> <p>サービスの高度化やトラフィック増対策のための費用は、本来、利用者からの収入で賄われるべきであると考えておりますが、今後もこのペースでトラフィックの増加が続いた場合、収益と投資のバランスが崩れることが懸念される旨を「ネットワーク中立性に関する研究会 第4回」にて述べさせて頂きました。</p> <p>当社としては、トラフィック増加の主な要因である映像サービス事業者や OS アップデート等を実施する事業者も一定の負担をすることが適当と考えておりますが、今回、このようなインターネットを利用してサービスを提供する事業者等についても、ネット利用の受益者であると整理がされたことや、それを受けて総務省がトラフィックの総量のみならず、コンテンツの種類やそれらのトラフィック量を含めた実態把握を実施していることは、今後の議論に向けた大きな一歩と受け止めています。実態の把握により、今後のコスト負担の議論が客観的なデータの上で進められることは重要であると考えます。</p> <p>また、こうした「見える化」の取組みと並行し、総務省が主体となって、OS ベンダーやコンテンツ事業者を含めたステークホルダー間におけるネットワークひっ迫対策、コンテンツの効率的な配信の実現に</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、ご指摘の点については総務省における今後の施策の検討において参考とすることが適当と考えます。</p>	無

	<p>向けた協力体制を整備するとされたことは、ステークホルダーのみでは議論が進みづらいことが想定されるなか、合意形成を促すこととなり、望ましいと考えます。</p> <p>なお、これらの議論の際には、スマートホン等の宅内での WiFi オフロード利用におけるトラヒックについても、対象として取り上げて頂きたいと考えます。</p> <p>スマートホンがインターネットに接続する際には携帯電話に割り当てられた電波を利用していますが、宅内で固定通信事業者のブロードバンド回線に Wi-Fi を通じて切り替えること(データオフロード)により、それまで使用していた携帯電話の電波は他の利用者が使うことが可能となります。このように、データオフロードとは、単に利用者のデータパケットや料金の削減につながるばかりではなく、有限希少な電波の有効利用につながるものと考えております。</p> <p>従って、トラヒックの「見える化」として、データオフロード利用の実態について調査することは、電波の有効利用の状況を明らかにすることでもあり、トータルとしての電波の有効利用の促進につながると思います。他方、固定通信事業者はこれらデータオフロードによるトラヒック増に対処するため、設備増強を余儀なくされています。固定電気通信事業者の設備投資が携帯電話用の電波有効利用に資する点を踏まえれば、固定通信事業者の設備、たとえばオフロードトラヒックの実態把握のための DPI や関連設備等の導入に対し、電波利用料による補助を行うことは、最終的に宅外における電波の有効利用につながります。電波利用料の活用についても検討をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ジュピターテレコム】</p>		
5-5-2 総務省によるトラヒックの実態の収集・把握に賛同。ただし、各事業者の運用ポリシーに配慮し、公平なルールにより行われるべき。			
113	<p>総務省が、トラヒックの実態を収集・把握し、客観的なデータを公開することについては賛同します。一方で、各事業者が情報を開示するに当たり、各事業者の運用ポリシーにも配慮し、計測方法や開示範囲について公平なルールを慎重に議論・策定し、そのルールのもとトラヒック情報を収集・開示すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【中部テレコミュニケーション株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、ご指摘の点については総務省における今後の施策の検討において参考とすることが適当と考えます。</p>	無
5-5-3 トラヒック情報はセンシティブな経営情報であり、総務省によるトラヒックの実態の収集・把握に当たっては必要な範囲で行うべき。また、品質に係る課題は、OTT等の上位レイヤ事業者に起因する場合もあることから、電気通信事業者のみならず、上位レイヤ事業者等へ情報開示を求める必要性がないか等、幅広い視点で検討すべき。			
114	<p>そもそも通信事業者にとって、インターネットトラフィック実態は、自社サービス設計のノウハウに直結する極めてセンシティブな経営情報(特に細かい単位(場所、時間)での推移や新サービス導入前後の動向などの詳細部分等)に該当するものであり、特に競争環境下で事業を展開しているモバイル事業者等にとっては、基本的には開示が困難な性質のものです。</p> <p>したがって、情報に基づく消費者の選択や事業者間の調整等を実現することを目的としてインターネットトラフィック実態を把握するにあたっては必要な範囲で行うことを要望します。具体的には、報告書案に記載されたようなコンテンツ種別等の詳細なトラフィック情報の開示を事業者に求めることの是非やその範囲・内容等については、要請の目的の妥当性や適正性が十分に認められるかを慎重に議論すること</p>	<p>十分な情報に基づく消費者の選択、行政による適切な政策の立案、事業者による適切なネットワーク管理、事業者間の円滑な調整等を実現するためにも、インターネットのトラヒックの実態といった基礎的な情報の収集・公開は不可欠と考えます。</p> <p>いただいた御意見は、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>に加え、通信事業者との間で事前に十分な調整を行うことが必須である認識です。</p> <p>なお、通信速度の低下や遅延といった電気通信事業者によるインターネットアクセスサービスの品質に係る諸課題は、電気通信事業者のみならず OTT などの上位レイヤ事業者のネットワークまたは帯域コントロールに起因する場合も存在することから、電気通信事業者のみならず、上位レイヤのプレイヤー等へ情報開示を求める必要性がないか等、幅広い視点で検討いただく必要があるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
5-5-4 総務省によるトラフィックの実態の収集・把握に当たっては、客観性・信頼性確保の観点から、その開示範囲・対象を限定する等、慎重な取扱いが必要。			
115	<p>インターネットアクセスサービスの品質に関する情報の自主的な開示は、消費者が電気通信事業者を比較可能であるがゆえに、客観性を減じてでも、より高い品質測定結果実現するインセンティブが働き得ます。従って、実態把握など消費者への情報提供を直接の目的としない場合には、客観性・信頼性確保の観点から、その開示範囲・対象を限定するなど取扱いに慎重を期すことが求められると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>ご指摘の点については総務省における今後の施策の検討において参考とすることが適当と考えます。</p>	無
5-5-5 総務省によるトラフィックの実態の収集・把握に当たっては、通信の秘密の観点から十分な整理が必要。			
116	<p>情報の収集や開示を検討するうえでは、「通信の秘密」の観点からも十分な整理を行うことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>ご指摘の点については総務省における今後の施策の検討において参考とすることが適当と考えます。</p>	無
117	<p>中間答申(案)に記載のとおり、トラフィックの実態を収集・把握するには、場合によっては、通信の秘密の整理が必要であると考えます。このため、トラフィックの収集・把握を進めるにあたっては、必要に応じて、それらの考え方がガイドラインなどに示されることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
5-6 地域 IX や CDN の活用に向けた関係事業者の取組支援			
5-6-1 賛同。ただし、具体的な支援内容については、地域事業者と連携し、地域事業者の実情や将来のネットワークの在り方等を踏まえることが望ましい。			
118	<p>ケーブルテレビ等の地域事業者においては、トラフィックの急激な増加に伴い、トラフィックコストの増大が大きな経営課題となっております。IX 等データ処理拠点の首都圏集中により、首都圏と地方をつなぐネットワークコストが増加していることから、特に地方の事業者においては、事業者の規模のみならず、地理的な条件不利性を有しています。</p> <p>こうした課題を踏まえると、これまでのデータセンターの地域分散支援に加え、地域 IX や CDN の活用に向けた関係事業者の取組を支援する方向性について賛同いたします。</p> <p>なお、具体的な支援内容については、地域における事業者のネットワーク構成、回線調達やそのコスト構造等の実態、また将来のネットワークの在り方等に応じた施策とすることが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、ご指摘の点については総務省における今後の施策の検討において参考とすることが適当と考えます。</p>	無
119	<p>「地域 IX などを総務省が支援」といった議論を行う場合には、トラフィックの現状と将来の方向性を正確に予測した上で議論を行うようお願いいたします。</p>		

120	<p style="text-align: center;">【一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター】</p> <p>トラフィックの効率的な処理は、電気通信事業者にとって喫緊の課題であるため、協力体制の整備やレイヤ間をまたいだ議論、逼迫対策の取組促進について賛同します。</p> <p>都市部一極集中型のネットワーク構成・トラフィック交換を見直すことについては、災害対策・地方 ISP のネットワークコストの負担軽減の観点から賛同いたします。</p> <p>総務省におかれましては、地域 IX や CDN の活用に向けた取り組みの際には、地域事業者との連携及び支援をいただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【中部テレコミュニケーション株式会社】</p>		
-----	--	--	--

□第6章 プラットフォームサービスに関する課題への対応の在り方

	意見	考え方(案)	案の修正の有無
6-1 総論			
6-1-1 イノベーションの促進とプライバシー保護とのバランスを確保するという基本的視点について賛同。			
121	<p>中間答申(案)で指摘されているとおり、類似の同意取得手続きが繰り返されることにより、利用者の十分な理解・有効な同意を得られない「同意疲れ」の問題が大きくなっています。他方、プラットフォームはイノベーションを促進する存在であり、プライバシー保護を目的として過重な規制／義務が課されれば、イノベーションの阻害にもつながります。このような両面性を踏まえ、プラットフォームサービスに関する利用者情報の適切な取り扱いの確保の在り方を検討するにあたっては、イノベーションの促進とプライバシー保護とのバランスを確保するという基本的視点につきまして、支持いたします。</p> <p style="text-align: right;">【LINE 株式会社】</p>	賛同のご意見として承ります。	無
6-1-2 「域外適用」について、対象となる事業者及び地理的範囲が明確でないため、グローバルに活動する事業者の混乱を招くことを懸念。			
122	<p>全般について</p> <p>BSA は、各国政府に対する、そして国際的市場における、グローバルソフトウェア業界を代表する主要な提唱者です。BSA 会員企業は、最新のデータ分析、機械学習及び IoT(Internet of Things)等、データ主導イノベーションの最前線にいます。BSA 会員企業は、日本市場に多大な投資を行っており、日本経済を支える BSA 会員企業提供の製品やサービスによって日本の多くの企業や消費者に利便性を享受いただいていることを誇りに思っております。</p> <p>このことから、BSA は、中間答申及びこれが BSA 会員企業と技術分野全般に及ぼし得る影響について強い関心を持っています。私どもは、デジタルプラットフォームサービスが確実に利用者保護を行うよう規制の枠組みを強化しようとする貴省の努力に敬意を表しますが、中間答申の提言には、この目的を却って損ない、日本のデジタル経済普及に悪影響を及ぼしかねない内容が含まれていることに懸念を有しています。まず、中間答申の提言の中には不明瞭なものがあります。例えば、中間答申が、どの範囲のプラットフォームサービスについて、厳格な通信の秘密の保護のために域外適用の対象に該当するよう提言しているのか不明瞭です。明確性を欠いたままで規制を事業者に対して適用しようとするのは、機能的な制度の構築につながらず、実施が困難であり、グローバルに活動する多くのサービスプロバイダーの混乱を招きます。そのような政策は、国際的な分断のリスクをもたらし、他国が独自の法律を日本企業に対して課すことにつながりかねません。日本の通信の秘密の保護の概念とアプローチをより幅広く厳格に適用することは、デジタル貿易に影響を与える法制度の国際的なハーモナイゼーションの維持を目指す貴省の意図に反しかねません。このような混乱は、利用者保護の実現につながらず、サイバーセキュリティに関して予期せぬ結果をもたらし、イノベーションを妨げる可能性があります。</p>	第6章第6節に示したとおり、「国外プラットフォーム事業者が我が国の利用者を対象として通信サービスを提供する場合における、電気通信事業法に定める通信の秘密の保護規定の適用等のための法整備等に向けた整理」について、今後政策対応上解決すべき課題を洗い出す上での参考とさせていただきます。	無

	<p>BSA の経験では、政策の枠組みは、均衡がとれ、原則に基づき、結果重視であり、過度に規範的とならない場合に最も効果的です。BSA グローバル・プライバシー・ベストプラクティス (https://www.bsa.org/~media/Files/Policy/Data/2018_BSA_Global_Privacy_Best_Practices.pdf) で詳述されているように、BSA は、個人データの収集及び使用の透明性を高め、収集及び使用に関するガバナンスを提供することによって、情報に基づく選択を可能にし、かつ、尊重し、消費者に自己の個人データについてのコントロールを提供し、強固なセキュリティを提供し、そして正当な事業目的のためのデータの使用を促進するプライバシー及びデータ保護政策の実施を支持します。そして、法の地域的な適用範囲に関して、データ保護フレームワークは、(1) 明確に居住者を対象とし、(2) 処理対象である個人データが、収集時に国内に所在するデータ主体から意図的に収集したものであって、かつ(3) 現実かつ実効的な活動を行うことを可能にする安定した仕組みに基づいて国内に設立された組織が収集している場合の行為のみを規制すべきであると BSA は考えます。BSA は、これらの原則を念頭に置いて中間答申の提言が再検討されることを推奨し、また、今後更に適切なステークホルダーとの意見交換を行うことを求めます。</p> <p style="text-align: right;">【BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス】</p>		
6-1-3 通信の秘密に関する検討にあたっては、利用者保護の観点のみならず、サイバーセキュリティ強化の観点にも重点を置くべき。			
123	<p>中間答申は、電気通信事業法における通信の秘密の保護と、通信の秘密に違反する例(知得、窃用等)について説明しています。電気通信事業法制定以降の著しい技術進歩を鑑みると、利用者保護のために設計された規則が、今日においてはサイバーセキュリティ確保に対する課題を呈している面があります。電気通信事業法は、マルウェア発見の際にステークホルダー間で情報共有することを制限しています。具体的には、ソフトウェア会社が、悪意のある送信により感染したコンピュータを発見し、ネットワーク事業者と情報を共有することで、更なる悪意のある送信をタイムリーに遮断しようとする時、ネットワーク事業者は、利用者の通信の秘密を侵害することを懸念するため、ログデータを記録、確認、分析することについて困難に直面します。通信内容とメタデータを同様に扱うと、新たなサイバーセキュリティインシデントへの対応を目的とした関連情報のタイムリーな共有を遅らせ、有害な結果を招きかねません。BSA は、伝送ログ情報や関連メタデータを、通信内容とは異なる形で扱うことを推奨します。このような場合には電気通信事業法が定める通信の秘密の違反にならないことを国内のネットワーク事業者に対して明確にするような電気通信事業法の改正を行えば、様々な分野の事業者がデジタル証拠を共有し、利用者の安全を確保するために協働する能力を高めることが可能です。従って、貴省による電気通信事業法の改正は、利用者情報保護だけでなく、日本におけるサイバーセキュリティ能力強化にも重点を置くべきです。</p> <p style="text-align: right;">【BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス】</p>	<p>第6章第6節に示したとおり、「電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の一体化や連携・融合の進展を踏まえ、通信の秘密・プライバシーの保護の観点からの規律(ガイドライン等)の適用範囲・対象の見直し・明確化に向けた整理」について、今後政策対応上解決すべき課題を洗い出す上での参考とさせていただきます。</p>	無
6-2 利用者情報のグローバルな流通の進展に対応するための規律の適用の在り方			
6-2-1 国内外事業者間のイコールフットイングを確保するという基本的方向性に賛同。			
124	利用者保護のためにも事業者間競争の公平性観点でも、海外プラットフォーム事業者への規律適用	賛同の御意見として承ります。	無

	(イコールフットイングの確保)に賛同します。 【ソフトバンク株式会社】		
125	国内の電気通信事業者は、通信の秘密やプライバシー保護にかかる法規制を厳格に遵守しながら事業展開を行っています。一方、現在の電気通信事業法では、「国外に拠点を置き、国内に電気通信設備を有さずにサービスを提供する者」に対して、同法の規律の適用がなされていません。 事業者の競争環境及び消費者保護の観点から、国内事業者・海外事業者間のイコールフットイングが図られることが重要であり、所要の法改正が行われることが望ましいと考えます。 【LINE 株式会社】		無
6-2-2 国内外事業者間のイコールフットイングを確保するという基本的方向性に賛同。ただし、イノベーションを阻害しないよう通信事業者への規制は最小限とすべき。			
126	現行の電気通信事業法では、海外の事業者が日本の利用者に対し、サービスを提供する場合に、通信の秘密の保護規定等が適用されていないのは消費者保護の観点から問題であると考えています。サービスを日本の利用者が安心して便利に享受できる環境の確保のため、海外の事業者に対しても電気通信事業法の規律の適用が必要であると考え、賛同いたします。同様に、プラットフォーム事業者が電気通信役務の提供を行う場合も想定し検討することが必要であり、その場合には電気通信事業法の規律をプラットフォーム事業者に対しても適用されるべきと考えます。 一方で、5G・IoT時代では、グローバルな市場において、国境を越えて国内外の通信事業者、OTT、多様な業種のプレーヤーが、通信と様々な商品、サービスを一体的に提供することとなります。こうした環境を見据え、自由な料金やサービスによって、新たな需要を刺激・創出することで、産業の発展や消費者の利益に寄与することが重要になります。このため、事業者による自主性を尊重し、イノベーションを阻害することのないよう、通信事業者への規制は最小限にとどめるべきと考えます。 【KDDI 株式会社】	賛同の御意見として承ります。 なお、第6章第6節に示したとおり、「硬直的な施策展開を図ることは、プラットフォームの健全なイノベーションを阻害する可能性があり適切ではない。このため、本章第3節1. で示した3つの基本的視点、国際的なハーモナイゼーションや関係者間のコンセンサス作りを図りながら具体的な施策を検討することが適当」と考えており、ご指摘の点については、今後の検討の参考とさせていただきます。	無
6-2-3 利用者情報の適切な取り扱いに関する課題は個人情報保護法の枠組みの下で解決されるべき。			
127	中間答申は、利用者保護のために電気通信事業法及び関連ガイドラインの改正・整備を推奨しています。日本は、プライバシーとデータ保護について、第一義的に個人情報保護法に基づいて、原則に基づき結果を重視するアプローチを採用してきました。中間答申が構想するように電気通信事業法を改正し、関連ガイドラインを通してより規範的な要件を導入すると、個人情報及び消費者のプライバシー保護の日本における現行法制度の有効性が著しく損なわれてしまうことになると考えます。これに起因する不確実性は、日本におけるイノベーションとデジタル経済の発展を阻害しかねません。日本では、最新のプライバシーポリシーを明確に記載して、利用者に対して示された利用目的の範囲内で個人情報を利用し、オープンで透明性の高い態様による個人情報管理を企業等に求める個人情報保護法制度が既に確立しています。個人情報保護法の実施は、個人情報保護委員会が監督しており、海外事業者による開示及び漏えいに対して措置を講じる権限を個人情報保護委員会は有しているため、中間答申において議論されている問題は、個人情報保護法の枠組みの下で解決されるべきと考えます。個人情報保護委員会は、執行機関を含む海外の関連するステークホルダーとの対話を継続することで、日本	第6章第2節2.(2)に示したとおり、「プラットフォーム事業者の提供するサービスを見ると、ヒトやモノの間のコミュニケーションを可能とする機能を提供するものが多くあり(電気通信事業法に規定する、従来からの電気通信役務と整理できるサービスの場合や、電気通信事業として整理ができないものの、外形的には電気通信役務に類似したサービス又はそれらの混合形態の場合などがあり、複雑な態様となっていることが多い。)、こうした電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能を一体的に提供する形態のサービス・ビジネスは今後とも拡大・普及が進んでいく」ことから、専ら個人情報保護法の枠組等により解決すべき問題とのご指摘は当たらず、プラットフォームサービスに関する利用者情報の適切な	無

	<p>における個人情報の保護と活用を確保し、他国の個人データ保護法制度との国際的相互運用性を維持する上で強力な立場を有しています。仮に2つの行政機関が、海外の事業者に対して執行を行うことができるという重複した規制を行うことになると、プライバシーに関する独立した中央当局としての個人情報保護委員会の重要性を弱めることになり、日本の利用者にサービスを提供する多くの事業者に混乱を生じさせます。</p> <p>貴省が、本件に関して適切な状況確認と検討を行った後に、特定状況下において妥当な追加のガイダンスが必要であると考えた場合、当該ガイダンスは、新たな階層の規範的要件を設けるのではなく、現行の個人情報保護制度に従って策定及び実施すべきと考えます。また、当該ガイダンスは、事業活動における現在の柔軟性を継続的に維持するものであることが重要です。</p> <p>日本政府は、先進技術を活用した新事業創出を支援し、Society 5.0を進展させようとしています。過剰かつ重複した規則の導入は、この目的を妨げ、日本経済の成長を遅らせ、特に日本の中小企業やスタートアップ企業におけるイノベーションを阻害することとなります。中間報告書における「プラットフォーム」の概念は広範囲にわたります。「デジタルプラットフォーム」の事業モデルは事業者によって大きく異なるため、その事業の違いを明確に理解した上で、更なる推奨事項の設計構造について、より深い議論と審議を行うべきです。</p> <p>中間答申が曖昧さと複雑性を有するため、議論を結論付ける前に、論点についてより詳細な検討を行っていただきたく、貴省においては、産業界との更なる対話を行いながら、現在起きている課題を幅広く理解し、中間答申の提言がもたらす影響を考慮していただくよう要望します。</p> <p>日本がデジタル貿易及び経済成長・発展を実現しながらプライバシー保護において主導的な役割を果たすためには、世界中の個人情報保護制度間の国際的相互運用性が実現されることが重要です。従って、中間答申で提起された課題は、個人情報保護法の実施の枠組みの下で議論されることが重要と考えます。</p> <p>BSAは、この意見の提出が、デジタルプラットフォーム規制に関連する課題に対処するための他の持続的な解決策の策定と実施に役立つものであることを期待しています。</p> <p>今後、貴省と本件について意見交換をさせていただき、協力する機会を持てることを期待しております。</p> <p style="text-align: center;">【BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス】</p>	<p>取扱いの確保は電気通信事業法の規律対象に含まれると考えます。</p> <p>また、今後の検討に当たっては、第6章第3節1.で示した3つの基本的視点、国際的なハーモナイゼーションや関係者間のコンセンサス作りを図りながら具体的な施策を検討することが適切と考えます。</p>	
<p>6-2-4 プラットフォーム事業者の圧倒的な優位性により、国内事業者がプラットフォームを利用する際に不利な契約を強いられているのではないかという点について、調査・検討を要望。</p>			
128	<p>第2部第6章P120-143におけるプラットフォームサービスに関する課題への対応の在り方については、主に利用者情報の取り扱いに関係した事項が主要論点となっております。答申(案)第6章第2節2.(2)(1)レイヤ構造化によるプラットフォームのプレゼンス増大、等にもありますように、プラットフォーム事業者の圧倒的な優位性を背景に、国内事業者がプラットフォームの利用の際や、それ以外のインターネット上の関連するあらゆる行為についての不利な契約を強いられているという声がコミュニティから聞こえてきます。こういった点についても正しく調査を行い、第3部第1章第2節5.において、このよ</p>	<p>第6章第6節に示した、今後、政策対応上解決すべき課題を洗い出す上での参考とさせていただきます。</p>	無

	うな声に対する検討も考慮いただきたいと考えます。 【一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター】		
6-3 電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の連携・融合等の進展に対応するための規律の適用の在り方			
6-3-1 現行ガイドラインの適用対象の見直しに賛同。ただし、過度な規制を課すことによりイノベーションの促進を阻害することのないよう配慮すべき。			
129	ガイドラインの適用対象の見直しを進め、ガイドラインに定める規律を電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能が一体化、連携・融合したサービス・ビジネスに適用できるようにすることについて賛同いたします。ガイドラインで具体的に通信の秘密の適用対象を示すことでより明確化を進める必要があると考えます。一方で、過度な規制・ルールを課すことでイノベーションの促進を阻害することのないような検討を進める必要があると考えます。 【中部テレコミュニケーション株式会社】	賛同の御意見として承ります。 なお、ご指摘の点については、第6章第6節に示したとおり、「電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の一体化や連携・融合の進展を踏まえ、通信の秘密・プライバシーの保護の観点からの規律(ガイドライン等)の適用範囲・対象の見直し・明確化に向けた整理」について、今後政策対応上解決すべき課題を洗い出す上での参考とさせていただきます。	無
6-3-2 端末情報(端末IDやクッキー等)の取り扱いに関する検討に当たっては、イノベーションの促進等を阻害しないよう配慮すべき。			
130	利用者情報の適切な取扱いを確保するため、ガイドライン等の見直しを行う際は、端末情報等(端末IDやクッキー等)の規律の整理について、利用者が安心して通信サービスを利用できるよう利用者情報の適切な取扱いを確保しつつも、事業者による現状の取組みの担保、イノベーションの促進、新たなビジネスの創出に歯止めがかからないよう、バランスの取れた整理が必要と考えます。なお、クッキー等端末情報の取扱いそのものについては、個人情報保護委員会の整理によるものとすべきであり、二重の規律ができることのないように留意すべきと考えます。 【ソフトバンク株式会社】	第6章第2節2. に示したとおり、利用者が安心して通信サービスを利用できるようにするためには、新たなサービス等における利用者情報の適切な取扱いを確保することが必要であることから、ご指摘の点については、今後、その技術的特性や利用実態の把握を行い、ガイドラインの適用関係等の明確化を図ることが適当と考えます。	無
6-3-3 M2M通信における通信の秘密の取り扱いに関する検討に当たっては、既存の解釈との整合性やイノベーション促進に配慮すべき。			
131	M2M通信は、人の意思が介在せずに機器間で通信が行われます。御省におかれましては従前「位置情報プライバシーレポート」において携帯電話等の移動体端末が着信等を行うための基地局との間の通信、GPSを利用する際の移動体端末と衛星との間の通信及び外部と通信を行う前提として移動体端末とWi-Fiアクセスポイントとの間でやり取りする通信のように利用者の意思が介在していない通信を通信の秘密の対象外と整理されております。 電気通信事業法において通信の秘密の侵害は罰則の対象とされており、刑罰法規につきましては適用範囲が不明確であることによって委縮効果が生じることがないようその適用対象が明確であるべきとされておりますので、M2M通信への通信の秘密に係る規律の適用の在り方の検討におかれましては、既存の解釈との整合性にご配慮をお願いいたします。 【LINE株式会社】	第6章第2節2. に示したとおり、利用者の端末情報の適切な取扱いを確保することにより、利用者が自らの端末を用いて安心して通信サービスを利用できるようにすることは重要であることから、今後、技術的特性や利用実態の把握を行い、ガイドラインの適用関係等の明確化を図ること等が適当と考えます。 なお、M2M通信の中には利用者のプライバシーに直接に関わらないものもあり得るところ、M2M通信への通信の秘密に係る規律の運用の在り方についても検討することが適当であると考えます。	無
132	M2M通信への通信の秘密に係る規律の在り方については、今後飛躍的にIoT等の技術革新が進んでいくことを見据え、通信の秘密の保護規定の法目的や趣旨を正確に捉えたうえで、イノベーションを阻害することのないよう規制は最小限にすべきと考えます。		

【KDDI 株式会社】			
6-3-4 「同意至上主義」を廃し、通常想定される範囲内での個人情報等の取得・利用・第三者提供は同意を原則不要とした上で、通常想定されないものについてのみ本人同意の取得を求めるとともに透明性を確保すべき。			
133	<p><意見> プライバシー・バイ・デザインが日本法上どのように実装されるのか、具体的に何を意味するのかを検討してほしい。そのうえで、通常予想される範囲での事業者による個人情報等の取得・第三者提供であれば、同意がなくとも可能。他方、通常予想できない範囲での事業者による個人情報等の取得・第三者提供についてのみ、丁寧に利用目的と第三者提供につき説明し(透明性確保)、本人同意を取得する必要がある、という建付けに改めるべき。また、現代社会、とりわけ Society 5.0 に進む中では、個人のさまざまな情報が事業者によって取得・利用・第三者提供されているのが、社会がうまく機能する前提であり、各人の情報はそのように取り扱われているということについて、消費者の理解を促進する活動(たとえば、小学校～大学での教育課程での啓もう活動)をしてほしい。</p> <p><理由> 同意疲れの問題の原因は、「同意さえ取得すれば消費者の情報を好きに扱える」という「同意至上主義」とでもいう発想が個人情報保護法を含む日本法の発想の根底にあるからと思われる。そのため、事業者が同意を取ろうとして消費者を疲れさせているのだと思われる。</p> <p>しかし、GDPR でも、通常予想される範囲内での取得・利用・第三者提供については同意を不要とする枠組み(GDPR 第6条第1項(f)及び(b))を導入済みである。その背景は、そのように消費者が通常予想できる範囲に含まれない態様での取得・利用・第三者提供・越境移転(GDPR 上の用語では transfer)についてのみ、規制をしっかり及ぼせば実質的にプライバシー侵害は十分防げるというアイデアがあるためと思われる。そして、それは合理的と考える。なぜならば、プライバシー保護規制というのは、つきつめれば「個人が予想されない方法や態様で個人情報等が扱われていることに対するキモチワルサ」を防ぐための仕組みだからである。</p> <p>そう考えると、国際的な規制のハーモナイゼーションを実現するという意味でも、通常消費者が予想できる範囲の取得・利用・第三者提供については、同意は原則不要(事業者はプライバシーポリシーとオプトアウトの連絡先だけ公表しておけば、同意は不要という仕組み。なお、ここでいうオプトアウトとは、個人情報保護法第23条第2項のオプトアウトではなく、事業者に連絡すれば個人情報等の取得・利用・第三者提供を事業者が取りやめるという普通の意味でのオプトアウト)という枠組みに改めるべきと考える。逆に同意が必要な場合としては、以下の場合が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GDPR 上、「弱者」として取り扱われている方の情報を取り扱う場合 (「難民」は、PIA に関する GDPR のガイドライン上で定義されているが、具体的には年少者、労働者、難民などを指す) ・健康情報や宗教・信条といった要配慮個人情報を取り扱う場合 (GDPR 上も、special categories of data として要配慮個人情報と同じようなカテゴリーがあるので、国際的なハーモナイゼーションにそぐうアイデアと考える) 	<p>第6章第3節2. に示したとおり、通信の秘密に係る情報の活用に関して「同意取得やその際の説明の際の在り方についても検討することが適当」としており、いただいた御意見はその際の参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>・通常予想することができない態様や方法での取得・利用・第三者提供をする場合 そして、「通常予想される範囲内」というのは、つきつめれば、その社会における情報リテラシーによって決まる。Society 5.0 が進行する中ではどのような形で個人の情報が取得・利用・第三者提供されているのかを国が主導で国民に対して説明・啓もうすることによって、この「通常予想される範囲内」というのも広がっていき、その分、同意が必要になる場面も減る。こうした活動は一事業者のみで到底できるわけでもなく、かつ、閣議決定された Society 5.0 の実現のために必要な活動なため、ぜひ国主導で十分な予算をかけて取り組んでいただきたい。</p> <p>なお、「通常予想される範囲内」であれば、同意は不要という議論を上記で行ったが、同意の要否という法務的な問題とは別に、IT セキュリティの観点から情報を取り扱う事業者の義務はしっかり強化してほしい。この点は、P マークの取得や JIS27000 シリーズの順守を、情報を取り扱う全事業者に義務付けてほしい。まずは、5000 件以上の個人情報を取り扱う事業者に義務付けて、3 年後に全事業者に義務付けるという段階的な導入もありうると考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
6-4 プラットフォーム事業者による、規律に従った適切な取扱いを確保するための方策の在り方			
6-4-1 法律の執行を確実に担保するための方策を講じるとともに、事業者の自主的取組を促進することで補完するという基本的方向性に賛同。			
134	<p>利用者にとって、利用者情報の取扱い方策の透明性は必要不可欠であり、透明性を担保するためにも、また、現行の電気通信事業者における利用者情報の取扱い方策とプラットフォーム事業者の自主的な取り組みに隔たりがないようにするためにも、具体的な方策の検討を深めることに賛同します。</p> <p style="text-align: center;">【中部テレコミュニケーション株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	無
6-4-2 詳細な規制を規定するのではなく事業者の自主的取組に委ねるべき。また、「域外適用」の導入よりも、国際的枠組みの発展を支援するべき。			
135	<p>各事業者が利用者情報を保護するために自らの事業モデルに対応した取組を進めていることを踏まえ、貴省が更なる規制を検討する際には、業界における自主規制の有効性についても十分に検討すべきです。この点、BSA は貴省が過度に詳細な要件を課すようなアプローチをとらないことを求めます。詳細な要件は、技術的進歩に追いつかず、意図した成果を達成できず、イノベーションを阻害することにもなりかねません。むしろ、デジタル・エコシステムにおいて信頼を構築しようとしているプラットフォーム・サービス事業者が自ら採用するイニシアチブを支援・活用すべきです。政策は、世界的に事業展開するプラットフォームサービス事業者に過度の負担を強いるのではなく、彼らが適切な手段を選択できるような柔軟性を有することで、自主的取組を最大限に活かすことができます。従って、利用者に提供する情報の種類、情報提供の手段、また、利用者からの問い合わせや苦情に対応する制度に関して詳細な規定を設けないことを要望します。また、ソフトウェアによって可能になる新たな技術やサービスがグローバルに展開する特質を持ち合わせていることからすれば、義務を域外に適用することについては非常に慎重であるべきです。法の抵触はサービス提供者にとっては受け入れがたいことであり、かつ、これにより、他国が自国ルールを世界中で適用させる措置をとることを誘発しかねません。それよりも、貴省には、他省庁とも協力し、デジタル貿易の強固な国際的枠組みを発展させることを継続的に支援し</p>	<p>前段のご指摘については、第6章第3節2. に示したとおり、法律による執行を確実に担保するための方策を講じるとともに、関係者による自主的な取組を促す等の共同規制的なアプローチを適切に機能させるための具体的な方策についても今後検討を深めることが適当と考えます。</p> <p>また、後段のご指摘については、第6章第6節に示したとおり、「硬直的な施策展開を図ることは、プラットフォームの健全なイノベーションを阻害する可能性があり適切ではない。このため、本章第3節1. で示した3つの基本的視点、国際的なハーモナイゼーションや関係者間のコンセンサス作りを図りながら具体的な施策を検討することが適当」と考えます。</p>	無

	ていただきたいと考えます。		
【BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス】			
6-4-3 法律の執行を確実に担保するための方策として、国外事業者に対し、日本国内の代理人設置義務を課すことを提案。			
136	<p><意見> 外国会社に日本内に代理人を設置させる提案に賛成。 具体的には、会社法上の「代表者」制度を使ってはどうか。</p> <p><理由> まず、会社法第817条には以下の規定が存在する。 (外国会社の日本における代表者) 第八百十七条 外国会社は、日本において取引を継続しようとするときは、日本における代表者を定めなければならない。この場合において、その日本における代表者のうち一人以上は、日本に住所を有する者でなければならない。 2 外国会社の日本における代表者は、当該外国会社の日本における業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。 3 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。 4 外国会社は、その日本における代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。 そこで、第1項の「代表者」を外国のプラットフォーム事業者に日本に設置させることをまず、徹底させるべき(もし設置しなければそれだけで罰則/課徴金)。 次に、GDPRの代理人と同様、仮に外国のプラットフォーム事業者につき違反があれば、その日本における代表者自身に対して日本の当局が執行できるとする。 (GDPRのガイドラインでもその点は明記されている。以下参照) https://www.ppc.go.jp/files/pdf/chiritekitekisyohanni_guideline.pdf それによって、外国のプラットフォーム事業者に対しても法の執行が可能になるし、GDPRとの国際的なハーモナイゼーションも可能となる。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>第6章第6節に示した「国外プラットフォーム事業者が我が国の利用者を対象として通信サービスを提供する場合における、電気通信事業法に定める通信の秘密の保護規定の適用等のための法整備等に向けた整理」について、今後政策対応上解決すべき課題を洗い出す上での参考とさせていただきます。</p>	無
6-4-4 グローバルプラットフォーム事業者の利用規約、プライバシーポリシーが不明瞭なため、GDPRのような透明性原則を罰則とともに設けるべき。			
137	<p><意見> グローバルプラットフォーム事業者のウェブサイト、利用規約、プライバシーポリシーを読んでも、消費者は、いったい誰と契約をしているのかがわかりづらい。その点を明記させるべき。仮に明記しなければ、GDPRでいうところの、透明性原則違反としてそれ自体を持って違法として制裁を課すべき。</p> <p><理由> 日本の事業者と比して、グローバルプラットフォーム事業者の利用規約やプライバシーポリシーはわか</p>	<p>ご指摘の点は、第6章第6節に示した「国外プラットフォーム事業者が我が国の利用者を対象として通信サービスを提供する場合における、電気通信事業法に定める通信の秘密の保護規定の適用等のための法整備等に向けた整理」について、今後政策対応上解決すべき課題を洗い出す上での参考とさせていただきます。</p>	無

<p>りづらい。というのたとえば、Facebookは実は、フェイスブックの 아일랜드法人といった外国法人が実は日本の消費者に対してサービスを提供しているのに、フェイスブックのウェブページを見ても「フェイスブック」の利用規約は載っているものの、それがどこに所在するかの法人なのか(端的に言うと、米国で上場している一番信用力のあるフェイスブック親会社なのか、それともその関連会社なのか)がわからない。</p> <p>こういうよくわからない利用規約やプライバシーポリシーを使っていること自体が透明性原則違反なので、制裁を課してほしい。</p> <p>なお、2019年1月にCNIL(フランス個人情報保護委員会)がGoogleに対して約60億円の課徴金を課したが、その最大の理由がこの透明性原則違反であった。そのため、透明性原則に対する違反の罰則制定・執行強化は、国際的なハーモナイゼーションを実現することにつながると考える。</p> <p>フェイスブックらに対しては、今後どのように業務改善をしていくかをウェブサイト上で公表させるべきではないか(業務改善内容及びその実施スケジュール)。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
---	--

6-5 欧米におけるプライバシー保護法制を始めとする国際的なプライバシー保護の潮流との制度的調和に係る政策対応

6-5-1 国際的調和は現実的ではなく、日本主導でルール作りを行うべき。

<p>138 「諸外国の動向を引続きフォローし、・・・国際的な調和(ハーモナイゼーション)を図っていくことが適当である」という意見は妥当でない。</p> <p>以下理由を述べます。</p> <p>・まず、プライバシーやデータ利活用をめぐるルールは世界各国で今、規格争いが行われている(かつてのDVDやブルーレイの規格争いと同様)。確かに、他国がルールを作った後に、それらに合わせるのと短期的には負担が減るが、規格作りをめぐる主導権を失ってしまうことになる。そうすると、いつもEUのGDPRやe プライバシー規則及びそれらについてのガイドラインやEUでの議論を和訳して読み、後追いをするだけになる。結果、日系企業は競争で競り負ける可能性が高い。なぜならば、EUのGDPRやe プライバシー規則は、EUにおいてEUの事業者・消費者の利益を最適化する形で作ったルールであり、日本の事業者の慣行やビジネス上の利益に沿っていない可能性があるにもかかわらず、それが「国際的なハーモナイゼーション」という名目のもと、日本の事業者に課されることになってしまうからである。</p> <p>・また、時間が経てば、国際的な規制が統一化される、ことを総務省様は想定されておられるようだが、合理的な想定とは思われない。まず、現在、プライバシー規制は、3つに分かれている。</p> <p>(1)EUのGDPRを中心とするグループ(ブラジル、インド、タイ、フィリピンら)</p> <p>(2)米国(カリフォルニア州は消費者プライバシー法というGDPRとは違う枠組みを使っている。ワシントン州はGDPR類似のものを作ろうとしている様子。ほかの州は包括的な個人情報保護法はない。)</p> <p>(3)中国・ロシア・ベトナム・インドネシア</p> <p>以前のように、EUと米国が一枚岩になって行動でき、かつ、欧米が世界のルールメイキングを主導す</p>	<p>第6章第3節に示したとおり、「諸外国においても通信の秘密を含むプライバシー保護に関する制度の見直し等が進められている中で、国際的なプライバシー保護の潮流との制度的調和を図ることなく規律のレベルを乖離させると、国内事業者の競争力低下や国内事業者による利用者情報の取扱いが不十分」となり、また、「各国がバラバラに方策を推し進めれば、一国マルチ制度のような状況を招き、プラットフォーム事業者やその提供するプラットフォームサービスの利用者に混乱を来すおそれもある」ことを踏まえ、「電気通信事業法における通信の秘密の保護規定の法目的や趣旨は維持しつつ、これら諸外国の動向を引き続きフォローし、電気通信分野における通信の秘密及びプライバシーの保護に係る規律についての国際的な調和(ハーモナイゼーション)を図っていくことが適当」としており、ご指摘の点は当たらないと考えます。</p>	<p>無</p>
--	---	----------

	<p>る時代であれば、まだしも現在は、EUと米国、米国と中国らではそれぞれが独自の法規制を主張し合い、また、相容れない状態になってきている。(EUと米国が締結したセーフ・ハーバーも2015年ころにEU司法裁判所で違法無効と判断され、EU・米国間の違いが表面化した)</p> <p>こういう状況下で、世界の規格が統一化されるのを待つというのは、合理的な判断とは思えず、安倍首相のリーダーシップのもと、日本が主導で世界のルール作りをしていく方がかえって現実的なのではないかと思われる。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
139	<p>国際的ハーモナイゼーションの観点から言うと、日本はすでに2019年1月にEU・日本間での相互の充分性認定をした時点でハーモナイゼーションを崩してしまったと考える。というのも、日本法とGDPRはまったく制度が異なるにもかかわらず、相互認定をすることで、本当は異なるはずの制度があたかもハーモナイズされているかのようなおかしな状態を生み出してしまっており、ハーモナイズされていないという事実が隠されてしまっているから。</p> <p>以下、一例としてGDPRと日本とで制度が異なる点の若干の例を挙げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GDPRには、DPOがあるのに、日本にはない ・GDPRには、代理人制度があるのに、日本にはない ・GDPRには、PIAがあるのに、日本にはない ・GDPRには、プライバシー・バイ・デザインの考えが取り入れられているのに日本法には書いていない ・GDPRでいうところの「同意」というのは、任意性のある同意なのに、日本では同意には任意性が要求されていない。 <p>たとえば、事業者がその従業員から得た同意の任意性を原則的に否定するのがEUのGDPRの特徴なのに、日本にはそのような考えがなく、従業員とそれ以外の個人とで同意の任意性の判断方法を変えていない。</p> <p>(EUで任意性を否定する理由は、従業員が事業者との関係で弱い立場にあるため、同意をしてもそれはしよせん形式的で実質的な同意ではないため、任意性を否定すべきだから)</p> <p>仮に国際的ハーモナイゼーションが重要なのであれば、GDPRとそろえる法改正を行うまで日本はEUから充分性認定を受けるべきではなかったし、わざわざ個人情報保護委員会の職員らが20数か国のEU加盟国を歴訪して膨大な国家予算を支出する必要はなかったことになる。</p> <p>本当に国際的ハーモナイゼーションをしたいのであれば、日本の消費者や事業者にとって最適な規制が何かということ突き詰めて考え、それをEU、米国、中国らに対して受け入れさせるような努力をするべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>第6章第6節に示した、今後、政策対応上解決すべき課題を洗い出す上での参考とさせていただきます。</p>	無
6-6 トラストサービスに関する主な検討事項			
6-6-1 国際的な相互運用性確保の観点によるトラストサービスの在り方や法整備の検討を要望。			
140	<p>国際間取引における相互運用性確保の観点から、e デリバリーを含め記載全ての機能を備えることが</p>	<p>いただいた御意見を参考に、国際的な相互運用性を確保</p>	無

	<p>必須と考えます。各国の機能の差異が障壁とならぬよう、我が国のトラストサービスのあり方や法整備の検討を進めていただくことを希望します。</p> <p>e デリバリーは、Society5.0における安全なデータ流通(DFFT)の拡大に寄与するものであり、例えば機微情報のやり取りにおけるなりすまし等のインシデント対策に有効なサービスと考えます。今後も、ニーズの具体化についてより一層検討を深めていただくことを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【富士通株式会社】</p>	<p>する観点からも、トラストサービスの法制度化に向けた検討を進めていくことが適当と考えます。</p>	
6-6-2 その他			
141	<p>関連する論点を挙げたい。完全性を確保する仕組みとしてブロックチェーン(分散型台帳)が活用されている。これによって、仮想通貨が可能となり、また神戸製鋼所等のデータ偽装問題の再発が防げるのではないかと広く期待されている。</p> <p>しかし、ブロックチェーンを使うと、半永久的に保存したデータが削除されないことになり、個人情報保護法第19条で定める「データを遅滞なく削除する義務」を順守されないことになる。ブロックチェーンの社会的有用性は明らかであるから、この個人情報保護法上の問題をクリアーできることにつき、個人情報保護委員会をご説得いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>いただいた御意見については、参考とさせていただきます</p>	無
6-7 オンライン上のフェイクニュースや偽情報への対応			
6-7-1 オンライン上の不適切な著作権侵害コンテンツへの対応について検討を要望			
142	<p>本答申(案)では、第6章第5節においてオンライン上のフェイクニュースや偽情報の対応について検討されています。当センターとしては、今後の検討として、オンライン上の不適切な著作権侵害コンテンツへのプラットフォーム事業者の対応についてもご検討くださるよう期待します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター】</p>	<p>いただいた御意見については、参考とさせていただきます。</p>	無

□第7章 2015年電気通信事業法等改正法の施行状況について

	意見	考え方(案)	案の修正の有無
7-1	電気通信市場検証会議において、引き続き、2015年改正法の公正競争確保に関する施行状況を検証するとともに、「NTT東西及びNTTドコモに対する禁止行為規制の適用範囲の妥当性」及び「NTT東西のFTTH光卸サービスに対する規律の必要性」について総合的な検証及び評価を要望。		
143	<p>「電気通信市場検証会議」については、基本方針において、改正電気通信事業法附則第9条に基づく検討に資するため、検証を「2016年夏から2019年夏」までの「3年間」とし、現在は最終の3年度を迎えております。</p> <p>「移動系通信における禁止行為の緩和の影響」や「NTT東・西におけるサービス卸の提供状況」に関する検証については、規制緩和直後の3年間のみを検証したもので、市場に影響が及ぶまでにはある程度の時間を要するものと考えられることから、中長期的に検証を継続する必要があると考えます。2019年秋以降についても引き続き、2015年改正法の規定の施行の状況を検証すべきと考えます。</p> <p>また、2018年度の検証を通じて明確になる懸念事項及び新たな課題を踏まえ、今後の検証スキームにおいて、以下の点について総合的な検証と評価を行って頂きたいと考えます。</p> <p>「NTT東・西及びNTTドコモに対する禁止行為規制の適用範囲の妥当性」について 今後の5G/IoT時代においては、様々な分野において産業横断的な提携・協業事業モデルが創出されることが想定されます。企業グループがこうした提携・協業事業モデルを推進する上では、禁止行為規制適用事業者であるNTT東・西及びNTTドコモや他のNTTグループ内電気通信事業者だけでなく、900社を超える非電気通信事業領域の関連会社との連携を通じた総合的な事業能力を發揮して、様々なパートナー企業(資本系列外)と産業横断的に取引関係を強化していくものと考えられます。このようなグループの総合事業能力が強化されていくことを踏まえ、2019年度以降、禁止行為規制緩和の影響等を評価する際には、NTTドコモとNTTグループ内外の電気通信事業者との取引に加え、一定の取引規模を有するものについては非電気通信事業者(グループ内/外問わず)との協業・提携などについても企業間連携の実態把握や分析の対象とすべきと考えます。検証の結果、当該取引が公正競争に広く影響を及ぼす可能性がある場合には、NTTドコモ及びNTT東・西に対する禁止行為規制の適用範囲を非電気通信分野の取引条件に拡大する必要があると考えます。</p> <p>「NTT東・西のFTTH光卸サービスに対する規律の必要性」について 2017年度の年次レポートでは、NTT東・西には卸料金の水準の設定によって「価格圧搾を行う能力を有している」との評価がなされました。2018年にはNTT東の契約者情報の目的外利用に関する運用上の懸念に必要な措置を講ずるよう行政指導が行われました。3年間の検証に閉じるのではなく、その後</p>	<p>市場検証についていただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、今後の市場検証の実施方針については、電気通信事業分野の環境変化等を踏まえ、総務省において現在別途意見募集中の「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」に基づき今後策定する各年度の年次計画において示すこととしていくところと承知しています。</p>	無

	<p>の状況について、引き続き注視が必要と考えます。その際には、ボトルネック設備(第一種指定電気通信設備)の卸取引に対して、透明性・公平性・適正性を担保するため接続ルールと同等のルール(約款化等)を適用することを視野に分析すべきと考えます。</p> <p>加えて、NTT東・西の FTTH サービス卸の提供条件が不透明であるため、認可接続約款に基づく取引と異なり、交渉過程も含めてボトルネック設備の独占性に起因する優越的地位の濫用が行われ易いことから、事業者間の公平性や料金水準の適正性が担保されるかについて継続的かつ徹底的に調査する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
<p>7-2 現状の DNS に関する信頼性の確保について大きな問題が無いとの認識に賛同。今後、DNS のセキュリティ拡張である DNSSEC の政府、地方公共団体等への導入推進について検討を要望。</p>			
144	<p>3. ドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性等の確保、(2) 施行状況と対応について、「改正に関わる要望などは提出されておらず、特段顕在化している問題がないことを踏まえ引き続き施行状況を注視していく」とあります。現状のドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性の確保については大きな問題が無いとの答申(案)の記述・認識に賛同します。</p> <p>米国 FCC においては、DNS のセキュリティ拡張である DNSSEC の ISP への導入について Best Practice の提言なども行われております。(*1) 本答申(案)における主題の、“2030 年を見据えたネットワークビジョン”においては DNSSEC の導入は必要不可欠です。本答申(案)または今後の基盤整備等の在り方の検討・議論において、ぜひとも DNSSEC の政府、地方公共団体等への導入推進についても対象としていただきたいと考えます。</p> <p>(*1) FCC DNSSEC Implementation Guidelines for ISPs http://transition.fcc.gov/bureaus/pshs/advisory/csric3/CSRIC-III-WG5-Final-Report.pdf</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、いただいた御意見については、今後の施策の検討において参考とさせていただきます。なお、DNSSEC の政府、地方公共団体等への導入については、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」において、情報システムセキュリティ責任者に対し、DNSSEC の利用が基本対策事項として掲示されています。</p>	無

■第3部 終わりに

	意見	考え方(案)	案の修正の有無
3-1 その他の論点			
145	<p>報道者による悪質な取材方法が絶えないようですが、被害に遭われた方には一ヶ月の間は直接取材しないや、事件などで心を痛めた方達に取材する場合は許可を得る必要のある政府機関を建てるなどを行い、対処できないでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>いただいた御意見については、参考とさせていただきます。</p>	無
146	<p>民間企業の参入で電気料金安くなるのは賛成ですが。ただ変な民間企業、外国人が運営している特に中国人、韓国人、ロシア、アジア系他は電気を使い個人情報を違法に流すかもしれないので、もっと厳しい調査や監視出来るような法律や政策を行った方が良いのでは？日本は危機感足りないからつけいられると思う。個人情報他国に流れるのが怖すぎる。あとで料金が不当に変わるのは勘弁してほしいから厳しいガイドラインをお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		無
147	<p>NTT 東西取扱い電話機等(各種機器)定価販売制約解除の為、法律改正希望(福祉電話機含む)。 理由:①現在買替時に若干値引きが認められている程度(目安5千円位)NTT 利用者は不利益状態。 ②又、一般小売店(量販店含)で自由購入可能とする事は、NTT 売上げ向上になると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		無
148	<p>意見提出方法としては郵便(封書・葉書・ミニレター等)受付も積極広報→受付を希望。 理由:①パソコン不所有者、②通称「黒電話(ダイヤル式)」のみ所有・利用者、③メール機能無し通話専用携帯電話(例:AUのPT001型(※携帯版「黒電話」))、④電話機不所有者、⑤資料添付(今回の私)提出には郵便は重要通信連絡手段の為。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>郵送での意見提出も受け付けています。</p>	無